

令和3年 第4回沼田町議会定例会 会議録

令和 3年12月15日(水)

午前10時00分 開会

1. 出席議員

議長	9番	小 峯	聡	議員	1番	鵜 野	範 之	議員
	2番	畑 地	誉	議員	3番	久 保	元 宏	議員
	4番	高 田	勲	議員	5番	篠 原	暁	議員
	6番	伊 藤	淳	議員	7番	長 野	時 敏	議員
	8番	上 野	敏 夫	議員	10番	大 沼	恒 雄	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	横 山	茂 君	教育長	吉 田	憲 司 君
監査委員	中 村	保 夫 君	農業委員会長	辻	則 行 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原	秀 史 君	総務財政課長	村 中	博 隆 君
産業創出課長	赤 井	圭 二 君	農業推進課長	前 田	昌 清 君
住民生活課長	嶋 田	英 樹 君	建設課長	瀧 本	周 三 君
保健福祉課長	小 玉	好 紀 君	和風園園長	安 念	昌 典 君
旭寿園園長	荒 川	幸 太 君	会計管理者	按 田	義 輝 君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 三 浦 剛 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 黒 田 美 和 君 書 記 中 山 裕 樹 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	決算特別委員会決算審査報告（認定第1号）
	決算特別委員会決算審査報告（認定第2号）
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
議案第72号	指定管理者の指定について（沼田町デイサービスセンター）
議案第73号	沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第74号	沼田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第75号	令和3年度沼田町一般会計補正予算について
議案第76号	令和3年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第77号	令和3年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第78号	令和3年度沼田町水道事業会計補正予算について
同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
陳情第6号	地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書提出を求める陳情について
意見案第9号	地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書案について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました令和3年第4回沼田町議会定例会を開会致します。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聡議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、久保議員、4番、高田議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（小峯聡議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、委員長から報告願います。久保委員長。

(議会運営委員会報告 久保委員長登壇)

○委員長（久保元宏議員）おはようございます。令和3年第4回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。去る12月8日午後3時より議会運営委員と議長出席のもと、議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところでもあります。これによりますと、今定例会に提出された案件は、諸般報告1件、決算審査報告2件、行政報告1件、一般質問、町長に対して8人9件、町長と重複する質問で、教育長に対して1人1件、一般議案につきましては指定管理者の指定1件、条例の改正2件、令和3年度補正予算4件、人事案件2件、この他閉会中に提出されました陳情5件のうち1件を上程するものとして意見の一致をみたところでもあります。以上、付議案件全般について審議致しました結果、今定例会の会期は、本日15日から16日までの2日間とすることで意見の一致をみております。以上申し上げます。議会運営委員会の報告と致します。

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から16日までの2日間に致したいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、会期は本日から16日までの2日間に決定致しました。

（諸 般 報 告）

○議長（小峯聡議長）日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書、指定管理者の監査結果報告書を提出致しましたのでご覧願います。

（決算特別委員会決算審査報告（認定第1号））

○議長（小峯聡議長）日程第4、決算特別委員会決算審査報告。認定第1号を議題と致します。委員長の報告を求めます。鵜野委員長。

（鵜野範之委員長登壇）

○委員長（鵜野範之委員長）それでは報告致します。委員会の決算審査報告。令和3年第3回沼田町議会定例会において付託された案件について、審査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

（以下、決算審査報告書を朗読）

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。本決算に対する委員長の報告は、意見を付し認定するものです。お諮り致します。本決算は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

（決算特別委員会 決算審査報告（認定第2号））

○議長（小峯聡議長）日程第5、決算特別委員会決算審査報告。認定第2号を議題と致します。委員長の報告を求めます。鵜野委員長。

（鵜野範之委員長 登壇）

○委員長（鵜野範之委員長）委員会の決算審査報告。令和3年第3回沼田町議会定例会において付託された案件について、審査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

（以下、決算審査報告書を朗読）

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。本決算に対する委員長の報告は、意見を付し認定するものです。お諮り致します。本決算は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

（町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告）

○議長（小峯聡議長）日程第6、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

（横山町長 登壇）

○町長（横山茂町長）おはようございます。本日ここに第4回定例会を招集したところ全議員の参加を頂き、開催できます事に心から御礼を申し上げます。それでは一般行政報告を述べさせていただきます。

（以下、町政執行方針を朗読）

○議長（小峯聡議長）次に教育長。

（吉田教育長 登壇）

○教育長（吉田憲司教育長）続きまして、教育行政報告を行います。

（以下、教育行政執行方針を朗読）

○議長（小峯聡議長）以上で、行政報告を終わります。ここで暫時休憩と致します。再開は午後1時と致します。議員皆さんは11時05分より、全員協議会を開きますので、議員控え室にお集まり下さい。

午前10時52分 休憩

午後 1時00分 再開

（ 一 般 質 問 ）

○議長（小峯聡議長）再開致します。日程第7、一般質問を行います。通告順に発言を許します。6番、伊藤議員。ICT教育の家計負担を軽減する支援をについて質問して下さい。

○6番（伊藤淳議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）はい。6番伊藤です。よろしくお願い致します。私からはICT教育の家計負担を軽減する支援をということで質問させていただきます。来年ですね、高校1年生から1人1台のパソコン導入が進められます。これはですね、現在進めているGIGAスクール構想による小中学校での整備を受けてですね、高校でもICT教育を途切れることなく実現するための取り組みであります。私もこの複雑化する情報化社会やデジタル化に対応するためにもですね、子供達に対しては必要だというふうに思っております。道教委ではですね、道立高校においてBYOD、個人が所有する端末を学校で利用することによる学習を進めるべく、現

在のですね、中学校3年生の保護者に今お示ししておりますパンフレットを配布し、周知をしているところでございます。このパンフレットでございますけれども、ここにも示されておりますけれども、ここの道立高校ではこれまで生徒個人が専有してる教科書、電子教材に対する経費を私負担としており、今後のICT活用教育で各生徒が専有して、学校や家庭でも保持することについても私費負担を基本とする予定ですと示しているところでございます。端末についてはですね、恐らくパソコンが主流になるかとは思いますが、一部貸し出し等もあるということでございますけれども、数も限られている。殆どが私費負担を基本とするということの内容であります。小中学校で導入しましたタブレットは、国が4万5千円を上限として、端末の整備を支援しており、不足分はですね、自治体によって異なりますけれども、コロナ関連対応交付金、これらをですね、活用して、保護者の負担をなくしております。今の整備状況、全国の整備状況でありますけれども、小中学校においては、今年度の8月の資料であります、96パーセントが整備済みとなっている状況だそうでございます。高校におけるパソコンなどの導入はですね、保護者にとって10万円前後の高額な負担とですね、なる見込みになっておりますけれども、次の資料を見て頂くとわかるんですが

【伊藤議員 テレビモニターに資料を映す】

都道府県によってはですね、設置者が負担をしたり、補助制度を設けていたりですね、それから保護者負担を原則としていたり、対応がバラバラだということでございます。で、北海道はどうかということでもありますけれども、棒グラフでありますけれども、これ3月の資料でありまして、最新ではですね8月の資料がございます。今3月の資料ではですね、設置者負担が16自治体となっておりますけれども、8月の資料では18自治体、保護者負担がですね、21自治体という資料、文科省の資料でございました。まあこれを見てもですね、半々ぐらいの形の中で、47都道府県の中で、まだ方向性を検討しているところもございますけれども、対応がそれぞれ違うということもございます。このGIGAスクールっていうものは、国が進めているものでありまして、その住む地域によってですね、保護者の負担に違いがあるということもございます。これはですね家庭の収入によって距離格差がですね、あるというふうに、社会問題になっておりますけれども、都道府県の財政の考え方ですとか、あり方で教育格差が発生してるんじゃないかなというふうに私は思うところであります。高等教育はですね、義務教育ではないとはいえですね、不公平感を感じるところでございます。またGIGAスクール構想ではですね、家庭に安定した通信環境を求めながら、通信料は保護者に負担を求めております。休校時、例えばそのコロナの関係で休校になるだとか、災害時等々あるかと思っておりますけれども、休校等々のですね、学校運営経費をですね、家庭の家計に委ねるとい

うようなことも感じておりますので、3点ほどですね、質問をさせていただきたいと思っております。1つ目でありますけれども、道教委はですね、2022年度の高校1年生が利用する端末の負担を保護者の負担としておりますけれども、その考えにですね、変わりはないのか。或いは補助制度等の考えはないのか教育長にお伺いを致します。2つ目でございますけれども、GIGAスクール構想はですね、先ほど申した通り国が推し進めている事業であります。高等教育といえども保護者負担を半強制的に押し付けるということはあってはならないというふうに思っておりますけれども、町として国や道に、これは道がメインになるかと思っておりますけれども、負担を求めることが必要と考えますが、町長のお考えを伺いたいと思っております。併せてですけれども、この構想はですね、小中学校の全てに関わる家庭の通信環境に至ってもですね、オンライン授業などに耐えうる高速通信を求めています。それに合わせて家計の負担も大きくなっているかと思っておりますけれども、沼田町はですね、本定例会にも上程されておりますけれども、子育て世帯の臨時特別給付金など、子育て世帯にですね、寄り添った政策事業を行って、保護者もですね、沼田町で子育てをして良かったというふうに感じてもらえている。このことがですね、移住定住にも繋がっているのではないかなというふうにも思っているところではありますけれども、例えば今のお話のお答えの中で、国や道の支援がないとすれば、町としてこれから高校生が利用する端末ですとか、子育てを行う家庭への通信料の補助制度、そんなものを行いながら支援することできないか併せて町長にお伺いを致します。3つ目ではありますけれども、インターネット環境がない家庭にですね、今教育委員会の方からモバイルルーターの貸し出しを行うということでございますけれども、貸し出しは行いが、通信料は家庭の負担であるという内容かと思っております。現在は対象者がいないというようなことも伺っておりますけれども、今後の対応として就学援助を受けている家庭にはこの通信料を就学援助制度に加えて免除することはできないか教育長にお伺いしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○教育長（吉田憲司教育長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。教育長。

○教育長（吉田憲司教育長）ご質問の1番目と3番目につきまして、私の方から回答させていただきたいと思っております。今伊藤議員さんが言われたような内容と同じになるかもしれませんが、現在GIGAスクール構想の実現に向けて、文部科学省では小中学校のみならず、高等学校においてもICT環境が急務であり、1人台端末環境を実現することが望まれております。学習用コンピューター整備につきましては、学校管理者、道立高校は北海道ですけれども、一般財源や新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金等の財源で調達する取り組みや、個人の端末持ち込み、BYODですけれども、を進めようとする取り組みなどで様々でありまし

て、先ほど伊藤議員が言われましたように、今年の8月末現在で、47都道府県のうち39の都道府県が、全部の都道府県が整備をする方向で考えており、うち、18の府県が設置者負担、そして21の都道府県が原則保護者負担、残り8件がどちらにするか今検討中であるということで報告がなされております。北海道の考え方ですけれども、保護者負担を原則という考え方でありまして、過日、進路指導の際に、リーフレットの配布や進路だよりを配布して、保護者への周知を図っているところでもあります。道教委と致しましては、高校教育は教科書や電子辞書等の教材の経費は、これまでも私費負担となっていることなどの理由から、経済的な事情により、端末の所有が困難な生徒への配慮を講じた上で、令和4年度の新高校1年生から生徒個人所有の端末を学校に持ち込む方法により実施することというふうになっております。生徒が使用する端末をどのように利用するかは、学校ごとに決められるようでありまして、機種を学校で選定するのかそうでないのかは学校の判断のようであります。全国都道府県の組織からは、国の負担において整備をされるよう要望が上がっていると聞いておりますけれども、以上のことから、道と致しましては現在のところ補助制度の考えはないということでありました。次に3番目の質問でございますけれども、現在では小中学生のいるご家庭に確認をいたしましたところ、全保護世帯でWi-Fi等の通信環境が整っている状況であり、今のところはモバイルルーターの貸し出しを希望されているケースはございませんけれども、今後オンライン授業が必要になった場合、就学援助を受けるご家庭で通信費助成を希望されることもあるかもしれませんので、他の自治体の状況を勘案しながら、確認した上で検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。私から2点目の質問にお答えをしたいというふうに思いますが、GIGAスクールということでですね、これからの人材に求められるものはその情報活用能力、或いはコミュニケーション力ですね、まあこれがその道立高校における1人1台端末の取り組みがそれを実現するための環境を作ることであるというふうに認識をしております。国や道がですね、人材を育成していくために責務を負うべきものだろうというふうに私は考えているところでもあります。特にですね、沼田町は地元には高校がない、そんな町でありますんでね、保護者の経済的な負担が地元の高校に通学する家庭よりは必然的に経済的に負担が大きくなっておりますんでね、このことを鑑みて、国や道に負担をね、求めることについては伊藤議員と同じように、同じような思いで、この点については要請をしまいたいというふうに思います。で、国や道の支援がない場合のということで質問でありましたが、今ほど教育長からも答弁もありましたが、各高校によってですね、取り扱いが

まちまちであるというそんな状況でもありますので、この点は情報収集をしながら対応策を検討してまいりたいというふうに考えます。以上です。

○6番（伊藤淳議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）はい。ありがとうございます。国や道にも要請をしていただけたというお話でございましたし、あの、ではあるんですけども、まあ学校によって取り扱いは違うというお話、まあその通りだと思います。おそらく学校によってその端末等々はですね、使いやすいものを選択してそれらを保護者が購入するというような形になろうかと思えますけれども、これはあの来年の4月からもう近々にですね、準備をしなきゃいけないというものでございます。例えばの例ではありますけれども、東京都、これは都でありますけれども、1人1台端末の購入に補助制度を設ける方針を示しているという中で、保護者負担をですね、一律3万円にするという内容でございます。まあ多子世帯にはさらにですね、負担金額を1万5,000円まで減額するというところでございますけれども、それぞれ自治体、まあそういった都道府県によっても財政状況違うわけでありますから、金額等々はそれぞれによって補助するところは変わってくるかと思えますけれども、例えばですね、その購入した領収書等々を持ってきていただきながら、それらの中から一定額を補助するというようなこともできるかなというような思いはするわけですが、最初にあの言いました通り、時間的余裕がですね、それほどないという中では町長のお考えをですね、改めて伺いたいと思えますけれども如何でしょうか。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）事情は十二分わかります。がですね、この点については、学校ばかりでもなくてね、各地域、自治体のね、意向なども踏まえて調整をし、確認をし、検討させていただきたいと思えます。以上です。

○6番（伊藤淳議員）終わります。

○議長（小峯聡議長）はい。それでは続いて議席番号1番、鵜野議員。沼田町産商品のコマーシャル・販路拡大事業は効果的なのかについて質問して下さい。

○1番（鵜野範之議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。鵜野議員。

○1番（鵜野範之議員）私の方から沼田町産商品のコマーシャル・販路拡大事業について質問させていただきたいと思えます。今年の沼田町、沼田農業については、町長の報告だとか、課長の報告、全員協議会の中の報告で、その非常に厳しいという内容だったんですけども、それを改めて、傍聴者の方もいらっしゃるんで、ち

よっとダブることになるかもしれないんですけども、その内容から入って 質問させていただきたいと思うんですけども、今年の沼田町の農業は米の作況指数が108と、大豊作となったわけですけれども、ファクトリーの出荷数は25,540俵と聞いております。それで、単収にしますとこれ販売数量なんですけども、10.5俵ぐらいということで、非常に大きな大豊作だったんですけども、ただ単価については、仮渡金価格で昨年よりななつぼしで2,200円、それから元年産と比べると3,000円以上の値下がりになっていると。で、昨年ベースの単収で考えると10アールあたり22,000円の、10アールあたり減収になってくのかなと。で、今年度の作付け面積が2,434ヘクタールということで、これを掛け算すると、課長の方から概ね水田では4億なんぼって言うんですけども、これ単純に計算すると、5億3,550万円の減収、水田でそれぐらいになるのかなというふうに思いますし、また畑作においても干ばつによる減収となり、3町合わせて現時点で昨年の組勘残高、現時点残高と比べると11億円の減になっているということになっております。聞いております。またそれに伴う資金調達としてセーフティネット資金の申し込み件数、これは沼田の件数ですけれども、67件50パーセント、農家戸数の50パーセントが4億1,000万円の借り入れ申し込みをしています。そのあと昨日ですけれども、またさらにこれとは別の資金対応しますということで申し出を待ってるということで、非常にあの豊作でありながら厳しい状況になった1年じゃないかなというふうに思っております。そういった意味では、今まで町を含めながら、沼田町産物をこうPRしながら有利販売してくっっていうような事業については大きな期待をしているわけですけれども、したら現時点、これからどういうふうなのかっていうことで質問させていただきたいとも思うんですけども、今年度は首都圏アンテナショップ設置事業ということで560万円、これについても先ほど町長の中にあっただんですけども、この内容についても少しどういうようなことをやって、その効果がどうなってるのかっていうことをお聞きしたいのと、それから中山間事業を使いながら農産物の販売事業、これ615万円という事業が行われてますけれども、これらについても現地点での事業内容とその効果がどういうふうに今なってるのかということの確認をさせていただきたいと思います。それから、沼田町産の商品ということでは、町内の商店街でも色んな商品として販売してもらってるんですけども、この話必ず出るときに、雪中米どこに売ってるの、これはどこに売ってるの、レタスどこに売ってるのっていうような中の話っていうのが今までずっとこう来たわけですけれども、現状今どこに行けばどういうふう売ってるのか、雪中米買いたいんだけども売ってないだとか、そういうようなことの、やっぱり町民的に、利用者的に見ると、やっぱり買ってもらうような、買ってもらえるような体制づくりっていうのもコマースっていう意味では大切なのかなと

いうふうに思っておりますので、これについては今現状、全部マルシェで買えるのか、それとも雪中米はお米屋さん行って買わなきゃならないのか、レタスはどこに売ってるのかっていうことの把握はどのようにされてるのかっていうこのまず2点についてお伺いしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。それでは今ほどのご質問にお答えをしたいというふうに思いますが、まず1点目ですね、今現在やっている事業内容のその効果等々についてでありますけども、中山間事業については私から言うまでもなく皆さんの方がご存知かというふうに思いますが、共同取り組みとしてのね、農地法面の点検、水路・農道の草刈り、それから農道補修、或いは病虫害防除等の他に協議会の事業としてですね、都市との交流、それから担い手育成、土壌診断、或いはスマート農業の推進と併せて雪中米のPR、雪中米を始めとする農産物のPRについて取り組んでいただいているところであります。まずはその首都圏アンテナショップ設置事業についてでありますけども、本町と農産物の認知度及びブランド力向上による販路を拡大、それから返礼品の大半を雪中米が占めるふるさと納税のPRを通して、新たな関係人口或いは創出拡大にも寄与するものとして、本年度新たに取り組んでいるものでございます。雪中米は町内産農産物の加工品を知っていただき、興味を示してくれた方、或いはキャンペーン等で1度は購入してくれた方がいかに継続購入していただけるか、そういう形にできるか、その数を増やしていくことが重要であるというふうに認識をして、対面販売、或いはPRを入口としてですね、顧客情報を集積することにより購入の継続性とファン作りを行うと共にですね、ECサイトを活用して、いつでも買える環境づくりの構築も目指しているところであります。それからですね、アンテナショップでは雪中米やトマトジュースなどの加工品、加工場製品、或いは本町産農産物を原料とした加工商品なども販売しておりますので、本事業をきっかけに新たな企業からですね、顧向けキャンペーンに雪中米を採用いただけるという話もいただいているというふうに聞いています。またSNSを活用した情報発信にも力を入れておまして、約110人のインフルエンサー、いわゆるインターネット上で大きな影響力を持つ人と連携してですね、雪中米を広くPRすることにも取り組み中でありまして、総フォロワー数約300万人、1番フォロワー数の多い方で34万人と確認しております。これらの事業についてはですね、何人、或いは何万人を超えたからという目標達成というものではなくて、本町農業の基幹作物である水稻を取り巻く状況は非常に厳しい状況に直面をしておりますので、農業者の皆さんが苦勞し、丹精込めて作られた雪中米を始めとする農産物の認知度向上、ブランド化に向けてですね、当面、集中的に対策を行っていくこと

が重要というふうに考えているところであります。それから2点目の買い手が不便でないかという点についてのご質問ですが、町の特産品の購入にあたっては、ダ・マルシェか或いは観光物産サービスセンター、いわゆる観光協会ですね。のセンターのどちらかで取り扱いを行ってございまして、まちなかほっとタウン1箇所ですべての商品を購入することができます。それからトマトジュースやケチャップ、或いは雪なごりにあってはですね、商工会の加盟店9店舗で購入することができることから、消費者が不便を感じる店舗数ではないというふうに考えておりますが、店舗によってはこれら特産品を取り扱っていることが知られていないという面もあるかもしれませんので、この点については商工会とも連携を図りながらですね、取り扱い店舗の宣伝強化に努めてまいりたいというふうに思います。なお、特産品のうち、雪中米に関しては、常に美味しいお米を提供するため、本町の店舗に限ってはですね、発注を受けてから精米を行う今摺り米よるこだわりを持って販売していることから、店頭には並べず予約販売の手法をとっているところでもありますけど、お米を購入したい時にですね、雪中米がすぐ買えないというジレンマがありますので、精米日を考慮しつつ、その場ですぐ購入できるようなそんな対応も検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○1番（鵜野範之議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。鵜野議員。

○1番（鵜野範之議員）まずは1つ目の首都圏のアンテナショップ事業については今年度始まったばかりなんで、中々効果がどうかっていうよう時期じゃないと思うんで、非常に期待をしていますんで、どうかこの予算に見合った以上の効果をあげてもらいたいなというふうに思います。それから中山間事業なんですけれども、販売事業やってるんですけども、中山間事業の今先ほど町長が言いましたけれども、基本的には中山間事業っていうのは、平地じゃなくて、傾斜地だとかそういう作付け不利地の中で、それを平地と同じように生産したり、所得を上げるためにどう所得を上げてくかその穴埋めをしていく事業であって、その中で全体の中で使える事業もあって、ただ全体の中で何を事業してもいいんですけども、基本はやっぱり所得を上げるっていう事業の方針がなくなってしまうと、中々その事業効果の意味がなくなってしまうのかなというふうにも思うんで、これについてでも色んな事業を含んでいるわけですけども、やはりそこに中山間で大変困ってるところの地帯の生産者が所得が上がるような政策をしていかなきゃならないのかなというふうに思っております。それで、この事業を使って今年度やっている事業としてこの雪中米のこのポスターを使って

【鵜野議員 テレビモニターに資料を映す】

京浜線にこれを貼ってPRしたということを聞いてるんですけども、この雪中米を東京でこのコマーシャルを打つてということは東京でこの雪中米が買えるのか買えないのか、どうしたらいいのかって言うと、どう見てもこれは沼田町のイメージポスターっていうか、雪中米をこのふるさと納税で買いませんかというようなポスターなのかなというふうには私は感じたわけですし、この中山間の役員の方にこのお金どういうふうに使われてるかわかってるのっていう話をした時に、このポスター見て雪中米のPRポスター作って雪中米を高く売ってもらうためだっていうような感覚なんですよ、でもこのポスターを見るからには雪中米はそこで買えるわけじゃないですし、買いたいんだったらふるさと納税につないでくださいというような内容なのかな、どこか柱がちょっとずれてしまっているのかなというふうには私はこのポスターを見て感じております。それで、ふるさと納税とその雪中米の付加価値、当然これポスター作って売ればいいっていうものでないですし、そこに付加価値がどういうふうにつくのか、それが生産者にどういうふうプラスになってくのかっていうことをある程度こうちょっとまとめさしてもらったんですけども、この関係っていうのは、例えば今年の米、先ほど説明しましたけども、25万5,400俵、1万5,000トンあるんですけども、まあ昨年ベースでいうと24万8,000俵なんですよ、これらの米っていうのは、農家は全部JAに販売をし、で、集荷をして、ホクレンがその米を売ってるんですよ。で、その沼田全体の米の、ここのJAに集荷する割合は概ね全体の98パーセントから99パーセント。もうほぼJAに販売を任せてるというようなスタイルですし、ほぼ全部売ってくれてるんですけども、まあこのコマーシャルはホクレン通じながらまあマツコデラックスを使って売ったりなんかしているんですけども、幸い沼田町の米は全て昨年の米についても今年度の米についても契約済みで完売であるというようなことを聞いております。因みに北海道では昨年の持ち越し在庫が5万9,000トン持ち越ししているということなんですよ、沼田町の米についてはホクレン通じながら全量ないということも聞いてます。で、そのうち産地指定っていう米の扱いがあるんですけども、沼田町全体の中の産地指定ということで、生協に産地指定されている米が2万5,000俵ほどあるそうです。これは沼田町全体の生産量の10分の1の取り扱いということで、1割が生協で扱ってもらってる。で、これは雪中米なのかっていうと産地指定なんで沼田町産っていうような販売をしてもらってますし、この今までのこの雪中米のPRがこうなったのか、だと思えるんですけども、この取扱量は全道で1位だそうです。それでこのふるさと納税と雪中米でのホクレンからの、もし、何て言うんですか、雪中米を今ふるさと納税で使ってる量はその全体の中の昨年で1,700俵ぐらいだったか、JAのほうから聞いてるんですけども、その数量っていうのは0.6パーセント。この0.6パーセントに雪中米、ふるさ

と納税の雪中米に付加価値をつけて販売できるのかっていうようなことだと思うんですよね。このポスターで有利販売をするんだったら。それであの雪中米でなくても、例えばこの雪中米として売るにはまためんどくさいんですけれども、ホクレンから買い戻ししなくちゃならないんですよ。で、ホクレンから買い戻して、それに例えば普通の米が10キロ4,000円だとするんだったら、4,500円なのか5,000円で売らなかつたらそこに付加価値はつきませんし、例えホクレンが沼田の米は美味しいですからということで、売ったにしても全道共計、それからやっぱJAの中でいうと3町共計の中で結局は同じ金額にしかならないというようなのが現実です。まあそういったことで、これに付加価値をつけるとしたら町長はこの、こういった雪中米の売り込み方をどういうふうにしていくことが今の宣伝効果に繋がってくのかっていうことをまず1点。それから町内での販売、これについても先ほど物産センターに行けば、マルシェと物産センター、まあ一緒なんだけど、買う方としてはね、やっぱり同じレジで1発で買いたいっていう声はあるんですよ。買い物しました、出るときにまた奥の物産センターに行ってトマトジュース買います、何買いますっていうスタイルよりは何とかそれが1つにならないかと。これは色んな企業の事情であって、買い手の事情じゃないんで、なるべくそういったことが1つでできるような方法がないのかっていうことを考えてもらいたいのと、あとは米ですよね、やっぱりあのいつまでもあの雪中米が欲しいんだけど、どこへ行けばいい、マルシェに売ってるのかな、久保商店に行けば売ってるのかな、かなしはずっと言えない状態っていうのはやっぱり沼田が雪中米でこれだけのコマース打つんであればやっぱりある程度常時買えるような状態が必要なのかなというふうに感じております。今年沼田町産品味わい巡り事業もやってますし、去年はコロナ対策の中で米を町民に配る事業やりましたよね。最初どうなのかなというような気持ちで見てたんですけども、意外とこう町民にも受けがよく、また、あとは周り町村にもすごいねとか、周り町さんのあの人たちも沼田さんすごいですよねっていう話は聞いてます。ていうのは配られたからでなくて沼田町の物が食べられるっていうか、中々町民でも雪中米は食べたくてもどこに売ってるかわかんないし、そういうことっていうのはやっぱり地元の中からきちっと地元の物を食べてもらうことが1番のコマースだと思うし、それが1番町民にとって嬉しいことなのかなというふうに思います。そんなことも含めてこの2点について町長にお伺いしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。なんかたくさん質問あったんでね、最初の方忘れちゃいましたけど。1つは雪中米をどうやって付加価値つけるのかっていうそんな質問

でよかったですか。よろしいですか。はい。先程のチラシの件で言いますとですね、反省しなきゃいけないことは多々あったのかなというふうに思います。まあ正直専門家の方からもちょっと色々ご意見をいただきましてね、地元の視点といわゆる消費者、お客様の視点っていうのがやっぱり違う部分があるのかなっていう、いわゆるその消費者から見るとその興味を引くコンテンツがちょっと欠けてる部分があるあるかもしれない、そんな話もありました。ですので、今そのまさに今年スタートしてるアンテナショップ事業ですね、そのことを踏まえて、反省をしつつ、とかくその町外の方が雪中米って何かっていうことを全く分かっていない。いわゆる認知度っていうかね、知名度もやっぱり低いというのもやはり反省しなきゃいけないのかなっていうふうにも思ってます。ですので、いかにして認知度、知名度を上げていくそのことと、それから、我々としてはやっぱり窓口としてはそのふるさと納税に繋げていくことがやはり最大的な効果を生み出せるというふうには思ってますのでね、その町の知名度、それから魅力、それからその他にもその雪中米以外の魅力的な商品があることをその発信をして、全体的に、町の全体をやはり上げる、知名度を上げるっていうそういう感覚で取り組んでいくことが次に繋がるんだろうというふうに思っております。そのことによってその全く知らない方々が沼田町に興味を持っていただいて、いかに繋がられるかっていうその環境をとにかく今対応していくことが先決なんだろうなというふうに思っておりますので、この点はまた色々、色んな視点でまたご指導いただければというふうに思います。それから2点目、まあできれば町の産品を同一レジで対応できないかというようなことと併せて、まあ常時地元で地元の人が食べられるようなそんな場所についても考えるべきだということでありましたんでね、このことについては先方とも調整をしなければいけないのでね、スーパーの方で対応できるのか、物産センターの方で対応できるのかちょっとそこら辺については調整をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○1番（鵜野範之議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。鵜野議員。

○1番（鵜野範之議員）まず雪中米についてはやっぱり沼田町農産物の柱っていうか、看板なんで、コマースを含めながら今後継続していかなきゃならないと思いますし、町長の答弁で言いますと、沼田町の魅力っていうかイメージアイテムのわけなのかなというような気持ちでいるんですけども、基本的にはもし付加価値をつけるとしたら、どうしたらいいかってこと若干考えてたんで、聞いてもらいたいと思います。例えばふるさと納税の雪中米で商品の付加価値を付けるとするのであれば、今10キロの雪中米の納税額をもらって、1万3,000円の商品、1万3,000円で10キロの商品を送ってるわけですけども、これを1万4,000円の

寄附額にすることで、概ね付加価値は60キロで5,000円ぐらいの付加価値が付いてくるのかなというふうに思います。それを直接農家に返すために、返し方は色々あるのかもしれないけども、それだけの付加価値が60キロだと大体5,000円ぐらいの付加価値が付いてきます。それを昨年より若干多く利用したとして2,000俵、2,000俵が利用されたとしたら、1,000万円の商品の付加価値が付いてくると。で、これをどういうふうにするかって考えた時に、ゆめぴりかだと沼田町全体で5万俵です。となってくると1俵あたり200円の付加価値生産ができるのかなと。で、雪中米自体は沼田の施設に入ったんで、全部でそれをもし割り返したとしたらそれは10倍ですから1俵あたり、うんと、25万俵ですから、1俵あたり40円の付加価値が付いてくる。そういうような事業ができるのかできないのかっていうことをまず雪中米の関係について町長にお伺いしたいと。それから、先ほどの商店街の関係なんですけれども、雪中米を食べたことによる町民の人達のやっぱりそういったPRだとか、味わうこと使うことが一番大事なのかなというふうに思いますし、これをもう少し拡大的に利用できるようなシステムが作れないかなというふうに思いました。それで例えば今それぞれ雪中米含めトマトジュース、ケチャップそれから菊芋だとか雪なごりだとかお菓子製品だとか色んな商品が沼田町にあるわけなんですけれども、そういった商品を組み合わせ、例えばですよ、自由に5,000円以上商店街で買っていただくと、2,500円のクーポン券なのか、今のポイント制なのか、ポイントを還元するよ、で、食べて、とりあえず皆に食べてもらおうと、で、食べてもらったこの2,500円の分については、また商店街に還元されるわけですから、これを例えば2,500円でやったにしても、1,000個で250万円ぐらいの事業で組めるのかなというふうに思いますし、そのことによって例えば5,000円だったり1万円だったりする沼田町の商品を安く買って利用してもらって、食べてもらって応援してもらってというような事業を組んでってもいいのかな。これは農産品だとか加工品だとかっていうことも関係なく、工業品でも今タスマンからスプレーの、何でもでもいいですし、町民が使えるようなもの、沼田町で生産されているようなものが町民が使えるような状態であって、それを使ってもらってというような事業が組めないかということで、この2点について、残念ながらこれが私の最後の3問目の質問なんで、4回目できませんのでよろしくお伺いしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）非常に高度な質問でね、回答、中々あれかなと、1つ目のいわゆるふるさと納税のいわゆる単価アップを図れるようなそういう戦略についての質問かと思えますけど、いわゆる先程申したように、その我々の見る視点とお客様

の視点がちょっと乖離があるっていう部分もありますし、認知度、知名度についてもですね、やはりまだまだ努力をしていかなきゃいけない。そんな部分もありますんでね。その底上げ、レベルアップを図りつつ今ご提案のあったようなことについても視野に入れながらですね、考えていくべきかなというふうに思います。いきなし上げたんでは中々それは逆に今の周りのその環境を見ますと下げてやられてるところが大半ですんでね、それはちょっと逆な部分で大変な部分なるんかなっていうふうに思いますので、そのことについてはちょっと、色々と、下地をね、しっかりとさせた上で取り組んでいければなというふうに思います。あと2点目の件については、いわゆるお客様に町の商品を買ってもらったいわゆる対価として、町のクーポン券などを持っていうそんな感じでよかったですか。で、ご存じの通り今その特産品味わい巡り事業というものを12月から開催をさせてもらってまして、特産品の販売ですとか、或いは飲食店・料飲店等で提供されるそのお米はね、地元の雪中米を持っていうようなことで取り組みを進めてるところですし、あと、例えば雪なごり3割引キャンペーンなんていうのも実際に通常の価格より安く提供できるそんな状況についても取り組みを進めておりますんでね、まあこれは町の特産品を町民或いは町外の方もそうですけども、手軽に購入できるそういう手法になるんではなかろうかなっていうことで今新たなスタートを切ったところでありますので、これ1月末までだったかと思えますけども、その結果をね、踏まえて、今ほどいただいたご提案も踏まえて、次の対策として考えていきたいというふうに思います。以上です。

○1番（鶴野範之議員）はい。終わります。

○議長（小峯聡議長）はい。続いて7番、長野議員。外資に対する土地取引への準備をについて質問して下さい。

○7番（長野時敏議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。長野議員。

○7番（長野時敏議員）7番長野です。よろしく申し上げます。今回、町民の方から要望があり、私もこの重要性を感じ、外資に対する土地取引への準備をについて質問致します。国内において外資による土地の売買が進んでいます。一部の国では自国での土地保有が認められないため、資産保全の目的で海外の物件を保有する富豪もいると聞きます。我が国では農地以外の売買規制はなく、土地売買における外資規制がないのは、近隣アジア太平洋14カ国において日本だけだそうです。2012年北海道は水源地域の事前届出を義務付ける条例を成立させました。外国人の土地所有は悪いことではありませんが、沼田町として外資に対する土地の取引の検討を図り、後手に回らないように準備すべきではないでしょうか。今後、資産価値が低く、管理が難しい土地を相続の前に土地を手放したい。買ってくれるなら誰で

もいいと売却し、その後転売され、誰も知らないという事例が増えていく恐れもあるのではないのでしょうか。過疎化が進む中で、土地所有者が町外、道外、国外在住というケースも想定されます。やがて土地所有者の不在、不明により固定資産税を徴収できなくなる危険もあります。沼田町では保全対策地域、環境、水源、生態系、景観、文化財などを指定し条例による売買、利用ルールの整備を図ることが必要ではないのでしょうか。外資による森林買収はまだ先のことだ、規制強化はグローバル時代に逆行するという考えでは我が町の土地を行政が把握できず、徴税もできず、負の遺産を次世代に残すこととなります。以下に町長の見解を聞きたい。1。トラブルを未然に防ぐための条例、景観条例、第6次総合計画との整合性などの整備を進めてはどうか。2。外国人が沼田町で不動産物件を購入した際に、納税管理人がついているかの確認が必要と思われるが、準備は整っているのか。以上2点、よろしくお願い致します。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。2点、お答えをさせていただきたいと思いますが、まず1つ目ですね。これについては国の方でね、今年の6月の通常国会で、土地利用規制法というものが成立をしまして、その中で規制対象としては、防衛施設、いわゆる領空侵犯などを監視するレーザサイトですとか、パトリオットミサイル、陸海空自衛隊司令部ですとか、2つ目には重要インフラとして原発、民間機と自衛隊機が共用している空港、それから3つ目には国境やその周辺の離島が対象物ということで、来年ですね、2022年の秋に対象地区の第1弾を指定する予定と聞いております。で、またあの北海道としてはですね、平成24年に北海道水資源の保全に関する条例というものを制定をされておまして、市町村との連携を規定するとともに水資源保全地域の土地取引の届け出義務などが規定されているというふうに聞いてます。で、沼田町としては外国資本や外国人による土地の取得に関しては、規制する条例等はございません。で、一方で、現在本町に外国人の登録をされている方は2名おりますけれども、外国人に対する土地の取得規制は、いわゆる人権侵害などのその偏見に繋がりがやすく、グローバル社会の中で問題が多いというふうに考えております。で、2つ目の納税管理人がついてるのかの確認ということではありますが、町内の外国人が土地を取得した場合はそれが外国人であることは確認はできますが、町外の方、町外の外国人が土地を取得しても、その所有者が外国人であるかどうかを確認する手法がありません。で、よって、町内に居住する外国人にだけ納税管理人をつけるのは単なる外国人に対する人権侵害に繋がるものというふうに考えますので、以上から、その外国人や外資を特定してね、納税管理人の選任を義

務化することは、人権尊重の視点から沼田町としては今現在は考えておりません。以上です。

○7番（長野時敏議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。長野議員。

○7番（長野時敏議員）はい。町長のおおよその考えが分かりました。1番について例えばということで、まあ町長が言われた防衛施設、原発、空港、離島などそういう対象にはなっていませんけども、町内の景観だとかそういうことはですね、例えば観光面では6次計画或いは上川管内でいえば美瑛町にですね、景観を守り育てる条例などというのがありますので、そういうものも含めてですね、柔らかい規制っていうのがまず1つあっていいんでないかなっていうふうに思います。これあの2つ目の質問になります。それからですね、まあその柔らかい規制っていうことは町長考えられてないのかっていうのがまず1つですね。それからあの2つ目ですけども、外国人が沼田町では2名いるけども、人権侵害、それからグローバルな問題もあるということでした。それについては今聞いてですね、そういうことなんだなっていうことが分かりました。で、私ですね、今回9つの市町からですね、調査をお願いしまして、その様子をですね、ちょっとお話しさせていただきます。上川管内、ここはですね、市ですけども、外国人が所有する土地の面積27万1,652平方メートル。全体に対する面積は0.04パーセント。土地を使用している外国人所有者人数129人。外国人の国籍と内訳、これはアメリカなど12か国というふうに聞きました。2つ目ですが、後志管内、これについては290万7,510平方メートル、その町の中の1.475パーセント、所有してる外国人人数351人、バージン諸島、オーストラリアなど13か国、同じく後志管内、1,215万9,659平方メートル、土地、全体の4.6パーセント、外国人所有者人数1,323人、これにつきましても、中国、香港、台湾の412を始めですね、6か国、その他252というような報告を受けました。で、今回の集計は不動産登記簿の所有者住所により国籍を判断しており、現実の国籍ではない場合もございましてご理解いただきたいと。つまり、登記簿の中では氏名と住所、これから何人かを判断していると。ですから、バージン諸島っていうのはですね、後志管内の2つの町があるんですけども、これ両方とも中国系の人ですね、ペーパーカンパニーっていう形でですね、バージン諸島に住所があるっていうことで、登録しているということが分かりました。それから北空知の近隣の町では該当者はおりませんっていう回答。それから、重複しますけども、土地については登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている方をいいます。町内の、えー、すいません。登記情報中、所有者の情報は氏名と住所のみとなっており、外国人であるか国籍はどこかを判断することはできません。同じく国籍が判別できないため回答できませ

ん。それから、所有者国籍の記載がありませんので、外国人かどうか判別できない状況にあります。それから、近隣の市ですが、これは把握していませんというようなことが分かってですね、共通するのは、この登記簿からは国籍が分からないという状況があり、それでいて外国人がその市町の所有者になってですね、そういう実態がこう進んでいるというのもあります。中には外国人が住んでいらっしゃる方もありますので、異文化の交流ということで、これはもう決して悪いことではありませんが、そこに住まない実態が結構え出てきている。で、これがこの北空知も今のまま、殆どないままでいくかどうかというのにはわかりません。そういうことでですね、何を言いたいかと言いますと、そういう場合の町内の町民生活に影響を及ぼす可能性の土地の売買の届け出制の検討はできないだろうか。それから、外国人が土地購入した場合、固定資産税の徴税方法の厳密な運用の確認。これの準備などはできてるのだろうか。この部分、よろしくお願い致します。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）質問内容があまりにもたくさんあったって言ったあれだけ、多分、先程1回目で答えたようにね、その外国人であるかどうかの判断は、町民として籍を置いてる方以外は調べようがないので、だから今多分ご質問にあった案件については、その外国人に対する対応についての質問だったと思うんでね、そのことに対する状況を把握する手法はないという、そんなことで如何でしょうか。

○7番（長野時敏議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。長野議員。

○7番（長野時敏議員）あの、手法がないっていうことは、沼田町以外でもですね、理解致しました。ただ今はまあ大きな問題はなくてもですね、実際たくさん外国人が来てそしてそこに住んでいない実態が道内にもたくさんありますので、問題としては2つだと思っています。1つは、国籍が登記簿の中では明記されていないので分からないと。この部分については国レベルの問題ですので、ここで言うてもしようがないって言えばしょうがないんですけども、町村会などで共有していただいて、問題提起はできないでしょうか。2つ目。沼田町にできること。納税管理人制度の運用など、必要ないのかもしれませんが、その時になって慌てないようにですね、インターネットなどで調べますと、ホームページなどで納税管理人の手続きだとか、口座振り替えによる納税だとか、それから固定資産税管理人申告書、そして道では振興局の方に納税管理人申告書など、こういうものが揃っております。日本語版、英語版などもそろっておりますので、それらの準備をですね、しておく必要があるのではないかと。以上です。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）まず1点目。国籍等によるその対応っていうかですね、それについて町村会などでのその問題提起を含め、国に対する要請等に取り組みをしていただきたいというそういう趣旨でよろしかったですか。はい。問題提起はしてはいきたいとは思いますが、いずれにしてもそのこの問題については、自治体レベルの問題というよりはね、やはり国家としてのその課題であるというふうに捉えてますので、その点を踏まえて検討させていただきたいというふうに思います。あと今2点目の納税管理人でしたか。についてはその英語版についてはありませんけども、日本語版については用意をしてあるということでもありますので、その点をご報告をさせていただいてよろしいかと思えます。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい。4回目になりますけど。

○7番（長野時敏議員）はい。理解しました。準備をよろしくお願いします。

○議長（小峯聡議長）はい。続いて、4番。高田議員。ほたる館運営の将来像を問う（その2）について質問して下さい。

○4番（高田勲議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。高田議員。

○4番（高田勲議員）はい。4番高田であります。グローバルな質問の後は、ほろしん温泉を中心としたの幌新地区のですね、ドローカルな話でちょっと長くならないようにやりたいというふうに思います。その2というふうにありますますが、その1はどこにあるんじやいって話なんですけども、ちょうど2年前の4定の時ですね、これと同じタイトルで実は質問してるんですね。当時はもう横山町長に代が変わっている時であります。ここに書いてある通り、それまで沼田開発公社がやっていたほたる館の運営を、平成25年度から29年度までは指定管理第1期、シダックスさんが運営してもらってます。それから平成30年からは、今度シダックスさんが第2期ということで、今第2期の第4年目、5年が一区切りなんで、今4年目、来年の3月で終わると、残り契約期間1年ということになるわけであります。で、2年前の時にもご指摘を申し上げたんですが、第1期目の時はですね、大体ほたる館に沼田町が年間出していたお金が9,000万とか6,000万とか、最後の平成29年度で1億2,300万ほどだった。それが、第2期の平成30年、この時に私もエッと行って、30年の決算が出た時に、令和元年に質問を差し上げてるんですが、工事修繕料が9,000万ほどかかって、1億6,900万、ほたる館に年間出てください。それで、その後どうなのって話なんですけど、令和元年は修繕料は7,700万ほどかかって、合計で1億6,300万ほどぐらいかな。それで、令和2年、この通告書にも書いてありますが、指定管理料と施設管理料で9,076万。

で、コロナに関する補助金2,800万ほどを支出してます。コロナの部分はさておいても、その他にですね、やっぱり修繕料が6,149万。で、去年はだからコロナの一時的なお金を入れてもですね、色々ですね、1億8,000万ほどほたる館にお金が入ってることになります。で、コロナのこのお金を抜いても1億5,000万はほたる館にいったらどうか。で、先ほど残りシダックスさんとの契約もあと1年だよっていうことになりましたけども、あと1年のうちに次の指定管理者を見つけなきゃダメだ。これはですね、中々大変だよ。次誰になるのか、指定管理者してくれる人が。引き受けてくれる人がいるのかどうなのかって話と、どのくらいのお金がかかるんだって話が2つあると思うんですけども、町民の殆どの方はやはり施設ができてからですね、かなり年数も経ってるんで、大規模改修が必要なことは、みんな共通の認識として持っているんだろうなと思います。あ、すいません。もう1番の質問に入ってます。それで、大規模改修、施設のあり方プロジェクトで色々と庁舎内で揉まれて、まち懇でも1回お話があったのかなっていうふうにも思って、まあ順番にはこう載ってたんですけども、果たしてそれが時期はいつになるんだろうか。逆に言うと今の施設のままで次の指定管理者が見つかるんだろうかっていう心配もあるんですね。そう、いつなるんだろうか。2年前のあたりは、これは予算規模15億はかかるんじゃないかななんて話もあったんですけども、予算規模はいかほどになるのか。15億、20億かかるっていうことになれば、財源もしっかりとした財源を計画的に確保しなきゃいかん。ということになると、財源はどこに求めるのかってというのが1番目の質問でございます。2つ目。シダックスさんへの指定管理料、シダックスさんが別に悪いわけでもなんでもなくて一生懸命僕はね、やってくれ、2年前も言ったんだけど、一生懸命やってくれてると思うんですよ。このコロナ禍の中でね。ですから、それは認めるんですけども、1期目が大体3,600万、年間ね。2期目が年間5,900万、まあその他に色んな管理料を払うんですけども、2期目5,900万ほどで受けてもらうときに、逆に町民の皆さんからとか議会の方からも、なるべくこれ以上高くないようにしてほしいねって意見が寄せられたのは、当時は町長、横山町長ではなかったかもしれませんが、役場の方たちは皆そういうことも分かってるんだろうな。私も、周りの人からもそういう話を聞いてますんで、これ以上はなるべく高くないようにしてほしいなというふうに思うんですけども、第3期に向けて、指定管理料の考え方、町長の考え方、今より高くなってもほたる館を存続させるためにはしょうがないと思ってるのか、それとも今と同レベルでなるべくやりたいっていうふうに思ってるのか、その辺を2つ目にお伺いしたいというふうに思います。それで3つ目。2年前の一般質問の時にも申したんですが、大規模改修の話を2年前にすると、町民の中にはこれ以上お金をかけるの、幌新に。こういう意見があったのも事実で

す。これはその辺の立ち話で出てきた話じゃなくて、商工会の理事会で、2年前の11月か12月の商工会の理事会で、ある委員が発言した言葉であります。逆にこういう人たちと町長は腹割って話したことがありますか。副町長ありますか。役場の担当課長さんはこういうほろしん温泉にいつまで金かけるんだいってという意見の人たちとしっかりと話したことがありますか。まち懇で話して反対意見でなかったから、もう全部それで進んでいいやっという話ではないと思う。やっぱりこの辺のね、意見をしっかりと聞いて、それで、それでも町長さんが、町長がね、俺も政治プランとして、やり方としてほたる館は絶対必要なんだって言って、意見を聞いて取り入れながら、ほたる館の存続に向けて行くのであれば、それはそれで構わない。それはただ我々議員もそうだし、町長もそうだけでも、4年に一遍しっかりと評価がそこに下される。これが今の政治の仕組みであると思います。1週間ぐらい前の北海道新聞さんにも出てたけども、奈井江の温泉もやっぱり今大変な目にあっているようです。だからどこも大変なんだろうなと思うんですけども、今申し上げた3つの質問、3つ目の質問はそういうふうな人たちの意見もしっかり聞くべきだ。例えば職種もそうだし年代層もそうだけでも、色んな方の意見をやっぱり総合しなきゃいけないと思うんですね。そういうのを今まではやってないと思うんだけど、やる気はあるのかどうなのか。以上3つについて質問したいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。それではお答えしたいと思います。まず1点目のご質問です。大規模改修の時期、規模、財源ということで、施設のあり方プロジェクトの中でも昨年ですね、内部で考えたものをご提示をさせてもらって、説明をさせていただいたところでもありますけども、今後、今年も含めて来年、再来年まで大きな事業を計画をしているというのはご説明をね、させていただいてるところでもありますけども、で、この時期に大規模な時期に事業の実施を並行してね、温泉の改修っていうのは中々やはり難しいというふうに思ってますんで、少なくとも今想定してるのは令和7年度以降でなければ改修となれないのかなというふうに思ってます。予算の規模については、示したとおり、本当に今の概算の概算です。11億円を想定をしているところです。財源としてはですね、過疎債とそれから想定できるものとしては地域づくり総合交付金というものを想定をし、更に不足する分についてはその振興基金から対応するようなことで考えていければというそんな今の段階の思いであります。で、因みに振興基金については昨年度から今年度にかけて今2億5,000万の基金の積み立てをさせていただいてるところであり、引き続き基金等の準備をね、併せて進めていきたいなというふうに思ってます。それから2点目の指定管理料に関してであります、これはあの私が今の思いでは上乘せをする、現状

より上乘せをすることは考えてはいません。コロナ禍でその非常に厳しい運営状況でありますけどもね、シダックスさんが営業努力も進めていただいて、非常に回復傾向にあったところだったんですけどね、コロナによって激減をしてしまってますね、昨年度は議会のご同意もいただきまして、地方創生臨時交付金において様々な対策、支援を行ったところでもありますし、今年度についてもGOGOぬまた割というもので支援をさせていただいてるところであります。まあ幸いにも赤字経営が続く状況でもありますけども、シダックスさんのその営業努力っていうか、努力によってですね、なんとかここまでできておまして、基本協定に基づく2期目の最終年、来年度ですね、来年度末、この間業務を担っていただけるものというふうに思っています。で、3期目については当然改めて民間のノウハウを活かし管理することが望ましいと思っておりますので、それぞれ指定管理業者を公募した中でプロポーザルにより対応をしていきたいというふうに思っているところでもあります。それから最後の町民へのそのコンセンサスですね。これは言われるとおり当然色んな方々の意見は聞いた上で整理をしていきたいというふうに思いますし、今の想定ではほんとに多額の費用が必要となってきますんでね、そのことをまえて整理をしていきたいというふうに思います。ただ最終目的が改修っていうことではなくてですね、やはりその次世代に繋げる、稼げる施設作りというものを目標に、例えば環境にも配慮した施設であったり、この施設、この地で働いてみたいと思ってもらえるようなそういう施設作りだったり、とかくご利用されるお客様にとって癒しと空間、健康の空間であるということがこれは元々その提案させていただいてる永遠のコンセプトがありますんでね、これを含めながら内部協議を進めて、議員各位にもご説明、提案をさせていただきますし、当然町民の皆様方のご意見をね、聞いた中で、聞く場により良い形で整備、そして持続可能な環境を作っていくことを目指してまいりたいというふうに思っています。以前から言うようにこの施設についてはですね、町内唯一の宿泊施設であり観光施設でもあり、交流の拠点の施設であります。沼田町にとってなくてはならないそういう施設でありますので、この非常に厳しい状況は変わりませんが、町内の豊富な資源、そして現在進めております、まるごと自然体験プロジェクトの事業とともにですね、令和5年度に設立予定の自然学校と一体となって、より稼ぐ地域を作り上げるための検討を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○4番（高田勲議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。高田議員。

○4番（高田勲議員）ほろしん温泉は、ほたる館は幌新になくちゃいけないんでしょうか。って言った人がいました。駅前温泉ほたる館でもいいよね。五ヶ山温泉ほたる館でもいいよね。15億も10数億もかけるんだったらもう少し出してこじん

まりとした温浴宿泊施設を作って、なんか西町の方もなんか土地が空くみたいですし、なんかそうやって私に言った人がいました。逆に今度3番目の質問の再質問から入るんですけども、そういう声を拾ってほしいんですよ。駅前温泉ほたる館が無理だったら駅前温泉、夜高あんどん館でも、ほたるが住めなかったらあんどん館でもいいし、なんかそんな、ほたる館がいつまでもほたる館でなきゃならない理由って今は全くないのかな。そういうふうな意見もね、やっぱり町長ね、拾ってほしいんですよ、そういう意見を聞いてあげてほしいんです。それで、最終的な判断をしなきゃいけないというふうに思うんですけども如何でしょう。今までね、そんなことを町長に向かって言う人はあんまりいなかったんです。昔あの桃源郷っていう町おこし部隊がありました。私もメンバーだったんですけど、当時の町長さんと飲み話で駅前に温泉掘りませんかって言ったら、ほたる館潰さんでくれって言われたとありましてね、それはそこで、それでもう終わってるんですけど、私として。ほんとに今それを現実を考えなきゃいけない、もしかしたら考えなきゃいけない時期なのかなと思いますけども、これ3番の再質問ですけども、ほんとにそこまでなんもないところから考えるような人たちと1回ゆっくり話してみてもらえないかな。あのほたる館のあり方について話したいやつは集まれって言って、どっと集めて、私も協力しますんで、それでみんなで話してもいいのかもしれない。そういうふうなことはできませんかっていう質問にします。1点目。あと2番目の質問に関しては、今よりの上乗せは考えてないということなんで、安心はしてるんですけども、ただ今最後、町長答弁1回目の答弁の最後に、幌新の辺りのまるごと自然体験、令和5年からかな、自然学校設立の今準備段階だと思うんですけども、これもですね、やはり平成30年の可能性調査をして終わった時に、やっぱりみんなの意見をそこで聞くべきだった。幌新のあそこにこれを、この事業を展開していいのかなのか。指定管理料は高くなる。自然学校でも欠損も出た。これはね、町民許しませんぜ。ね。だから3番にまた戻るんですけども、1回やっぱりこれらも含めてゆっくりと話を聞いていただきたいというふうに思います。2番はいいです。あと1番。大規模改修令和7年頃になるだろうという話なんですけども、あと4年後ですね。中々この間老朽化、老朽化ったらほんと失礼だな。半分飽きられた何も変わらない施設、今まで1億円投資して直しても、ほんとに前にも言ったけども、魅力を発掘するための投資になってなくて、施設の基本機能を維持するための投資でしかない、今までの投資は。だからほんとにそのまんまで今のほたる館の状態維持できるのかなのか。どう思ってるのかっていう話が1点と、あと過疎債の話がありましたけども、奈井江の記事にも書いてあったんですけども、過疎債使ったもんで、償還終わるまで譲り渡し、売買や解体はできねえんだ。償還終わるまで。ということになると、令和7年に過疎債入れて、仮に直したりすると、多分令和20年ぐらいま

では譲り渡しも解体もきつとできなくなる。そこに施設がもうずっと固定されることになる。逆にそれよりもさっきも言ったけども、駅前温泉ほたる館でどうなんだっていう議論の方が、まだまだ可能性があるのかなっていうふうに思うんですけども、過疎債を使うことに関して、町長はきつと何がなんでも幌新でっていうふうに仰るのかもしれないけども、あの施設があそこに固定されるんですよ。多分令和20年ぐらいまで。そのことについて抵抗がないのかどうなのかお伺いします。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。えーと2点でいいんですね。はい。まず1点目。あそこにしなくてはならないのかっていう今そのお話はね、前段のお話はまあ私も回りまわって聞いておりますし、色んなご意見があるのは当然行政の中ではね、受け入れなければいけないというふうに思いますし、できればほんとにそういう色んな視点を持つ人方と共にね、議論できるようにする場は是非とも持ってきていたいというふうに思います。2点目はですね、過疎債云々っていうか、私のとかく持論は、あの環境だから日本の全国、世界でも私は競争できると思います。ですので、申し訳ないです。その今までそれだけの環境メリットがあるもののその対外的に何て言うんですかね、打ち出せていない部分、勝ってるのにそれを出せなかったそういう反省も踏まえてね、その点を含めて、1つ目の質問に関連して色んなね、ご意見をいただきながら、よりよい形でとかく沼田町のその稼ぐ地域、施設であるその環境を作り出すために私の持てる限り頑張っって対応していきたいというふうに思います。以上です。

○4番（高田勲議員）はい。議長。3回目の質問。

○議長（小峯聡議長）はい。高田議員。

○4番（高田勲議員）1番目の答弁にあたってはもう幌新で行くんだという今の町長の思いだというふうに僕は受け止めております。そしてあの大自然をテコに集客をするんだという話であれば、だんだん地域人口も少なくなってきた、それで、要はn数をいっぱい求めなきゃダメなの。道北地区、冗談じゃないですよ。北海道だけ、冗談じゃないですよ。東日本、そういうレベルの展開をきつとしていかなきゃいけないんだらうなというふうに思うんですけども、最後に集客についてお伺いします。まあ質問通告、これはないんで、答えられなかったらいいですけども、どのようなスタイルで集客しようと、n数を増やす方策っていうのをどのように考えているのか、2つお伺いして最後の質問にします。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）少なくともですね、先ほどお話したように、あの施設、健康と癒しの空間というものをモットーにね、これまでも進めてきたつもりでありますし、そのいわゆるこの施設がお客様にとって隠れ家的なね、そういう環境でまさに私はあそこがほんとに素晴らしい環境でもあり、空間でもあり、で、その周辺や温泉もそうですし、そのメリットを対外的に認知度を上げていくっていうかね、そこがうまく繋がらなかったっていう部分はやっぱり反省していかなきゃいけないんだらうなというふうに思いますんでね、そういうイメージを持った中でここでしか稼げないその環境をね、作り出すために努力をしていきたいというふうに思います。

○4番（高田勲議員）もう1回やりたいけど終わります。

○議長（小峯聡議長）はい。1時間半経過しておりますので、ここで暫時休憩を致します。ちょっと短いですが、40分まで休憩致します。

午後 2時32分 休憩

午後 2時40分 再開

（一般質問）

○議長（小峯聡議長）それでは再開致します。3番、久保議員。農家が作った最高品質米に奨励金を与えて雪中米にしようについて質問して下さい。

○3番（久保元宏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○3番（久保元宏議員）沼田町はほたるの里ですし夜高あんどんもあります。で、先ほどから議論されてるように、ほたる館という魅力的な施設もあります。ただやっぱり沼田町はお米の町だということは町長も皆さんもご認識をいただいていると思います。そのお米そのものが沼田町の中心で、ギヤとしてぐるっと回れば、すぐその場にある農家のモチベーションも上がりますし、所得も上がりますし、一方では商工会のギヤもぐるっと回って、買い物もできますし観光もできます。そしてさらに沼田町自体が大きな宣伝ができて、ふるさと納税に結びつく。そのようなことになると思います。ただその中心にある雪中米のギヤ自身が錆びついてるとは申しませんが、どっかでズレてる。若しくは摩耗してる。じゃあそのギヤを変えて雪中米やめるのかと言えれば果たしてそれもいかなものか。その雪中米をさらに効果的なギヤとして再生するための町長のアイデアを聞きたいと思います。で、私自身もお米の勉強してる道半ばのものなんですけど、雪中米というものが沼田町に生まれましてから、雪合戦の道北支部の連盟会長として、雪合戦の景品として雪中米を使いまして、全国から来るアスリートに広く商品として配りました。そしてさらに雪中米ファンクラブという名前をつけさせていただいて、町内の4つの小売店で一緒に販売したこともあります。ただ、また同時に今年も色んな方に会うと、

先般もあの小矢部市の市議会と姉妹都市20周年でズームで交流したんですが、小矢部市の方からも雪中米は素晴らしいねと、このSDGsの時代に地球に、環境に考慮されたものを使っている、非常に素晴らしいものがあると、そのような話をしました。ただ一方でその雪中米をどこで買っていいのかと聞かれても中々厳しいものがありますし、その雪中米を皆さんが観光に使おうと言っても手に入るところも中々ないと。その片一方では有名ではあるけれど、実は中々手に入らないというこの非対象をどのように解消するのかと。で、まだまだ雪中米っていうネーミングが色んなところで口に出していただけるような、有名な間にきちんとこれしておかなければ、雪中米自身が雪中米ってなんていうふうに読むんだろう、これは何なんだろう雪・中・米って何なんだろうというようなことになるような気概があります。で、我々はここでひと踏ん張り町長を中心に雪中米の再生プランを考えなければいけないなと思っております。で、私なりに雪中米の問題点を5つまとめてみました。大体5つあると思うんですが、1つは農家の方々に直接メリットが感じられないのではないかと。雪中米が販売されたところで、個人所得が上がるわけでもありませんし、雪中米を作ったことによってそれぞれの農家のモチベーションが上がるということも中々聞き及ばない。全くないとは申しませんが、もう少しメリットが見えるか、顕在化した方がよろしいのではないかと。2つ目は沼田町内で気軽に買えないと。例えば食事に食べることにできないし、お土産にも向いてないと。で、私の小さい店にも時々雪中米のお客さんが来るんですが、1週間待って下さいと。で、1週間後に宅急便で送りますということも年に何度もさせていただいてますが、やはりその手軽さっていうのが非常に重要なポイントだと思います。一方他の町ではお土産っていうのはもうその日に1泊したら朝お菓子屋さんで買ったりとか、お土産さんで買ったりとかすることはできるんですが、この気軽に買えないっていうことが中々根付きにくい。で、3番目は町内のレストランで食べることができない。ほたる館にも私も月何回か食べに行くんですが、雪中米が出てますよっていうポスターも見たことございませんし、町内の料飲店でも過去に雪中米の食べ歩きスタンプラリーっていうのもやりましたが、今現在はそういうようなこともお見受けしてません。つまりこれは我々が食べることの機会の喪失もあります。雪中米のPRの機会の喪失でもあると思います。で、4つ目、ふるさと納税の主だったメインが実は雪中米でもあると思うんですが、実際は納税額は減る一方です。で、これはじゃあお米が駄目なのかと言えばそんなことも決してなくて、他町のお米は伸びております。他の町のお米が伸びてるのはこれもディスカウント合戦なんだっていう議論も1つあると思いますが、やはりそこだけではなくて、雪中米自身の魅力をもう少し我々で考え直して、先手を打った市民へのアピールが必要ではないかと。5つ目。台湾などに輸出もしました。で、私も2回ほど2012年と2013

年に訪問させていただきまして、台北・台中で色んな方に会って、商社とも商談もさせていただきましたが、それが今年度を撤退するというような報告も受けております。で、じゃあこれは日本のお米は海外で人気がないからなのかと申しましたら、実際はそうではなくて、滝川市や東川町では雪中米よりもお米が売れてまして、我々が取引をさせていただいた裕毛屋さんには、東川町や滝川市、そして本州の新潟や茨城県のコシヒカリが販売されてます。で、全く同じゴンドラのフェースがあるのに、沼田町の雪中米だけがなくなってるっていうのは、これはやはり我々自身も振り返って反省しなければいけないところがあると思います。で、さらに東川町はサハリンなどに輸出の枠を増やしております。ということは、お米が悪いのではなくて、やはり我々自身が雪中米をもう少し大切に見直して、もう1歩踏ん張って雪中米を中心とした町づくり、つまり雪中米を中心としたギアを、ネジの巻き直しが必要ではないかと思っております。ではこれらを克服するためにはどのような工夫が必要なのかという議論になるんですが、私には概ね3つのことを考えております。1つは奨励金を与えて、生産者に例えばお米のランキング、食味のランクというか作り方のランクで、Sから1番下の最下位まであるんですが、その中で1番最高のSランクのお米を作った方には、例えば沼田町で補填をします。そうすればそれがおそらく雪中米になりますので、雪中米なることによって、我々の作ったお米が雪中米になるということの、ダイレクトに見える化できるんじゃないかと思っております。で、2つ目に、高級銘柄雪中米っていうのは確かによろしいのですが、やっぱり粘るお米以外のニーズもありますし、お寿司屋さんというようなあの違う素材が必要などころもあると思いますので、価格をいくつかのバランスをとって、ニーズに適合してそれこそ年末年始は雪中米のゆめぴりかを食べますが、普段は雪中米のななつぼし、きらら397を食べ、勿論それもおいしいんだよっていうようなことを告知すれば、町長が先程心配されてたような精米日付の問題もクリアできると思います。つまり消費が上手に回るようになれば、精米のことも上手に回ると思うんですよ。消費が中々うまく進まないから、精米するのに1週間待って下さいということになって、食創さんが雪中米の精米から、滝川から立ち退いて、そして帯広から立ち退いてっていうことなんですが、実際末端で消費が右上がり伸びれば精米の活動もできることになると思います。そして3つ目はやはりこれ商工会との結び付きですよね。農家の方々で一方では作り手側の入口側ではきちんとフォローして、見える化して、そして出口側ベースでもきちんと商工会、料飲店で雪中米を置いたら、例えばのぼりをプレゼントしますよとか、10キロあたりこれこれのお金を新米セールで補填しますんで、是非雪中米を置いて下さいと。で、そういうことによって、雪中米の入口と出口がきちんと担保され、そしてその真ん中には多様性ということで、ニーズの適合化をします。これが大体立体的に雪中米を再構成する

アイデアなのではないかなと思っております。で、やはりここ1番、雪中米のここ改革することによって、観光含め、農業を含め、商工業含め色んなところに好循環が起きてくると思います。まずはこの構造的な原因があると思いますので、町長の雪中米再生プランを聞かせて下さい。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）大きく3点の質問ということによろしかったですか。はい。で、1つ目のご質問です。久保議員が用意していただいた資料にもありますが、現状においてもですね、生産された米の品質によって、価格設定が行われておりましてですね、高品質米には既にインセンティブがあると理解をしております。で、そこに、さらに行政においてインセンティブを上乗せするというのはちょっと私には疑問があります。で、一方ですね、農業者の皆さんにですね、雪中米生産に対して、さらにモチベーションを持ち、生産に取り組んでいただきたいというまあ久保議員の質問っていうか、趣旨についてはですね、私もその思いでいるところでもありますので、その現在のこの米の状況を考えますと、非常に厳しい状況の中でありましてね、生産に取り組まれているその農業者の皆様にご感謝を申し上げるためにも、これは例えばです。例えば、良質米出荷に対する表彰制度というものも考えてみてはどうかなというふうに思っています。それから2つ目の多様なニーズに対しての対応策ですが、これは私から言うまでもなく、本町はななつぼし、ゆめぴりか、きらら397の3品種はね、農協出荷で98.5パーセントというふうに聞いておりますし、その他の品種もえみまるですとかおぼろづきなどもありますけども、バランスのとれたなつぼしと、粘りの強いゆめぴりか、そして外食産業を中心に人気のきらら397、これは議員の言われる多様なニーズにも合致してるんじゃないかなというふうに思います。で、現在この3品種はそれぞれの特徴を活かして、全国的に北海道ブランドとして認知をされておましてですね、このメリットを捨てて、他の品種で一定の認知評価を得るには大きな労力と時間が必要というふうに思いますので、現状においてはこの3品種を基軸に米の主産地である沼田町としての地位をさらに高めるための対策を進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただければというふうに思います。それから3点目の質問であります。これについて現在、農商連携事業としてですね、11月から実施をしております沼田町特産品味わい巡り事業において、中山間協議会の方からも支援をいただきながらですね、この事業の期間中、飲食店でご飯を提供する際に雪中米を使用しております。で、今まさに沼田町のブランド米はですね、本町で食事をする町内外の方々に、実際に食べていただいている、そんなPRもしてるところでありますので、今後においてもですね、関係団体のご理解ご協力を得られれば、できれば年間を通して実施がで

きたらなというふうに思いますが、中々難しい部分もありますので、雪中米のポテンシャルを活かせる夏場限定で、期間を設けての実施も視野に入れてですね、少なくとも町内食店で食べるご飯については雪中米を使用できるようなそんな取り組みを検討してまいりたいなというふうに思います。以上です。

○3番（久保元宏議員）議長。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○3番（久保元宏議員）ありがとうございます。いくつかちょっと分かんないことがあったので3つ聞きたいと思います。1つはこれ通告書と一緒に議会事務局を通して、ふるさと納税でそもそも、ふるさと納税では2008年の5月から13年間行われているんですが、ふるさと納税で雪中米は何キロ、年間何キロ使われているのかと。この情報開示が今まで過去にないので、13年間ですから、13回の数字をここで述べていただくのもちょっと繁忙になりますので、どっかの町の広報か何かで各年度雪中米の出荷のキロ数、トン数を発表していただきたいんですが、ここではまず直近で、例えば今年、去年、雪中米はふるさと納税で何キロ使いましたと。そして過去13年間の方で最高に使われたのは何年で何キロだと。最低では何年に何キロだと。この3つを1回教えていただいて、議論のベースにしたいと思います。これ通告を事務局通してしてますので、資料があると思いますので、その3点教えて下さい。そして2つ目に町長のキャッチフレーズ、今年のキャッチフレーズで、世界に発信プロジェクトっていうのがあったんですけど、世界に発信プロジェクトにおけるこの雪中米の役割を町長はどのように位置付けてらっしゃるのか。そこについて2つ目聞きます。お米今年非常に値下がりしまして、その対策として国としてもまあ餌米に使うとか、保存しとくとかそういう議論もあるんですが、一方農水省では母国の米の消費量が毎年約10万トン減少していく中で、食料自給率の向上っていうのは中々厳しいので、海外市場に積極的に進出していくっていうことは農水省も指導してますし、そのことに対して我々もそれなりの交付税をいただいていると思いますので、町長の世界に発信プロジェクトと雪中米のこの役割について説明がなかったので聞きたいと思います。で、3つ目は1番最初の答えで町長が中々行政から上乗せは、金額の上乗せは厳しいよって話仰ったんですけど、まずその理由が分からないんですが、例えば28万俵沼田町でお米が取れたとして、これで1,000万円の表彰制度、町長のとこで言えばまあ表彰制度ですか。ってすれば大体割り返せば、1俵36円程度なんですけど、これの中でSの米がどれぐらいあるかっていうようなことになるんですが、ベースを例えば1俵あたり500円なり300円なりに置いて設計をするなり、制度設計をしていけばある程度のまとまったお金若しくはそれがそっくりそのままそのスノークールライスファクトリーの利用料にスイッチできるような金額にもなるような気もいたします。で、仮に町長それ

ではダメだ。やっぱり表彰制度でなければいけないんだよってというふうに仰るんであれば、例えば沼田町の農家に毎年雪中米グランプリ、雪中米グランプリコンテストのようなものを行って、で、それを沼田町、町が主催なりまして、そこで雪中米グランプリをとったところの農家のお米を雪中米の中に入れますよと。そしてその時の生産者の顔と一緒に報道なりメディアに載っかると。で、その選ばれた農家の田んぼに雪中米グランプリの大きな看板をそれなりなデザイナーの方が作った看板を立てると。そうすればそこでSNSで発信が起きると。で、SNSの発信で今年の雪中米グランプリはウイングの鶴野さんの農家だな、田んぼだなと見た方が今年さとふるなどで見て、じゃあ私今年は今までは上士幌の牛肉だったんだけど、沼田町の雪中米を食べてみようかなと。で、来年は違う方が努力をされて、上野農場のお米が選ばれる。何処どこの米が選ばれる。長原農場の米が選ばれる。そのような展開になっていくのが1つのモチベーションの向上だと思います。町長が表彰制度ならいいんじゃないかっていうことはそのように活用するっていうのは1つの手だと思います。沼田町にはトマト組合とか、大豆組合っていうのがあるんですけど、雪中米組合っていうのはない。これは不自然なんですよね。やはりここは農協に強いることでも生産者強いることでなく、この雪中米グランプリ制度を我々町民自らが主導して、そして町長も旗振り役になっていただいて制度化すると。こういう方法が町長が仰る表彰制度なら構わないよっていうことに合致するのかなどうか。この3点を聞きます。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）ふるさと納税のその使用量ですね。これについてはちょっと指示がちょっと伝わってなかったのかわかんないけど、去年の数字は分かります。2年度に使ったですね、ふるさと納税の雪中米の量については分かります。で、これはななつぼしで14トン、それからゆめぴりかで60トン、ということでありました。ちょっと過去の数字については改めてご提示をしたいというふうに思います。それから、雪中米のプロジェクトの位置付けというかですね、やはり私としての思いはこのお米が誕生したのは世界で初めての雪中米である。いわゆる町にとって1番大事なその財産であってね、これをですね、なくてはならないその商品、アイテムとしていわゆる町のね、宝物としてやっぱし位置付けをして、これからの時代にね、引き継いでいける、いく財産というふうに思ってます。ですので、なくてはならない商品、お米であろうというふうに私は思ってるところでありますので、その点を踏まえて、雪中米グランプリ、食味で勝負させるのかなどうかちょっとそこら辺のね、具体的な中身は別にしても、そういう類いの表彰制度って言うんかな、それは検討に値するのかなというふうに思いますので、より具体的な検討を踏まえて先

ほどあったような雪中米組合、名称は別にして、そういうその生産者にとっても、それから町民にとっても、それから商店にとってもね、やはり皆がその自分のものだっていうそういう認識を持たせるためにも、是非とも考えていくべきものかなっていうふうに思います。以上です。

○3番（久保元宏議員）議長。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○3番（久保元宏議員）ありがとうございます。最後に雪中米グランプリに関しては町長具体的な議論をしたいっていうところまであったんですけど、最後に伺いたいのですね、つまりこの雪中米の制度っていうのも既に色んなところにも広く、ふるさと納税も含めてありますけれど、これ現状維持のまんまこの体制で改善していくのか。若しくは手を加えるとすれば、組織を改変するのか若しくはそのコンテストのような雪中米グランプリのようなことの事業化でやるのか。そこにちょっと集中していきたいと思います。で、食味で云々っていう話もありましたけれど、やはり私はここは、やっぱり雪中米は食味にこだわるべきだと思います。で、グランプリの応募するのは町内の生産者の方々に勿論よろしいんですが、そのコンテストの点数をつけると言ったら語弊があるのかな。審査員ですね、審査員に著名な方々になっていただくと。例えば沼田町のふるさと大使の方々にになっていただくとか、有名なグルメ評論家になっていただくとか、その年で何かトピックを持った方になっていただくとか、で、そういう方々はそれこそインフルエンサーですので、お一人一人がこれはうまいと思ってその方が太鼓判押して、2022年雪中米グランプリ。で、それがSNSで拡散し、ふるさと納税に乗った時には、おそらく爆発的なオーダーが来るようなこともあります。それこそまさしく仕掛けだと思いますし、その仕掛けをする準備は役場の職員の方々は色々手段を持ってると思いますので、そういうようなことが可能だと思います。で、他の町のこと申しても町長もご存じだと思いますけれど、JAきたそらちが今年度最高金賞を受賞されて、これはゆめぴりかコンテスト2021年ですよ。これの優勝したことの背景にはですね、例えば北竜町のひまわりライス生産組合が、全農家140戸が参加した、ひまわりライス生産組合っていうのがあるんですよ。そこで皆さんが食味の研鑽をして、ふるさとチョイスでも北竜町の安全で安心のお米は評価が高いと、それで見事第46回日本農業賞の集団組織の大賞を受賞した云々と書いてあると。で、こういったこの直近の新しいこうアップデートされたキャッチフレーズっていうのは雪中米中々ないんですよ。何年経っても雪で保冷した、そしてあの我々にとっては恥ずかしいことでもなんでもなく、むしろ自慢のことなんですけど、やはり新しいトピックを常にアップデートし続けていくためにはグランプリなどで、表彰制度などで色んな方が参加していただいて、で、そこで審査員の方が情報を発信するような制度。で、

東川町も東川マイブランド組合っていうのがあります。ここでも外国に輸出する度に世界に誇る東川ブランドっていうことで、特にサハリンに関しての輸出に関しては私も色々農協の部長達からも伺ってますけれど、かなり精度の高い計画をしています。で、ただここすごいのは農協だけじゃなくて、役場が主導とってるんですね。で、役場が主導をとって色々な環境を組立てて、そこに生産者の賛同をいただくと。で、窓口もこれは農協じゃなくて役場です。そういったことが可能であれば、合併農協である北いぶきさんでもおそらく一緒になってできる、それだけの力を雪中米は持ってますし、魅力あると思います。で、これからの雪中米に関しては、もう1つのキーワードは組織レジリエンス。回復能力ですよね。レジリエンスをどのように持って、きちんと回復して事業転換をどのようにするか、ピポットって言いますが、そのレジリエンスとピポットをどのようにやっていくか、そのために現状のままで行くのか、それとも町長はこの部分を手を加えていくのか、雪中米に関しての町長の手法を最後に聞いて終わりたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。全体的なその雪中米の考え方について、最後に私の方からお話をしておきたいと思いますが、一般的に、一般的に販売価格の向上とそれから販売量の増大、それを通じて収入を増やす取り組み、そしてコストを減らすという対策を進めることが必要というふうに認識をしています。その上で、今までやはり取り組みの中でね、雪中米の販売量を増やすことが、増やすことに視点を置くことがちょっと不足をしていたんじゃないかなっていうふうに思います。或いは足りない点という部分で、流通量を増やすことに注力をしていくべき課題の1つであろうというふうに思ってるところです。で、集荷したお米をそのまま玄米で販売するだけではなくてですね、やはり地域のその循環に限られることから、1つのその手法としては、例えば米粉にして、米粉の菓子やパンなど加工品を作ることによって、得られる収入については10倍にもなる、そんな事例もあるようですのでね、今後においてはその米粉の商品開発なども並行しながら、検討してみるべきなのかなというふうにも思っています。そのような中で現時点でその反省点としてはやはり知名度が足らなかったというふうに感じています。やっぱり雪中米は知らないということで、買わない、調べない、結局候補に上がらない状態が続いていたというふうに推察を致しますので、その点を踏まえてPRをそれぞれ取り組んでいる所存でありますのでね、で、その中でちょっと専門家の方からもご意見をいただきました。色々な場面で物産展等々取り組んできたところですけどね、その露出する場所、タイミング、コンテンツがそれぞれ相乗効果を生んでない、生んでいなかった可能性もあるんじゃないかなろうかというそんな意見もあったところです。で、ふるさと

納税に繋げるにはその雪中米だけを露出しても効果が薄く、先ほどの鵜野議員の時にもちらっとお話ししましたがね、やはり町の知名度や魅力、そういうものを含めて魅力的な商品が他にもあるのにそのことを発信し、いわゆる知らない方々に興味を持ってもらう。そんなことも重要でなかろうかというふうにご指摘、ご意見をいただいているところでありますので、そんなことも踏まえて、少なくとも沼田町を知っていただく。それから、魅力的な商品があることを知っていただく。そしてその次には試していただいて、気に入ったものを継続購入できる仕組みというものをリピートさせる。そんなことを目的に取り組んで行くようにすべきだろうというふうに考えます。その中でやはり特異性ですとか、或いは意外性、話題性、それから希少価値、付加価値も付けてですね、興味を湧かせていくそういうようなそれぞれのそのコンテンツをしっかりと持たせて、沼田のファンを作っていくような取り組みを考えるべきだろうというふうに思っておりますので、そのようなこと、今申したことを踏まえてですね、雪中米グランプリなるものを含めて、色んな視点から、角度から考えた上でそのグランプリをやることだけが知名度を上げるものではないと思いますし、これについて関連したものをね、合わせて取り組みながら底上げをし、雪中米そのものの良さを国内外にアピールできるようなそんな環境を作るために努力をしてまいりたいというふうに思います。以上です。

○3番（久保元宏議員）はい。終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて8番、上野議員。全戸にエアコン補助で町民の生活環境向上をについて質問して下さい。

○8番（上野敏夫議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○8番（上野敏夫議員）8番上野です。沼田町全戸にエアコンを補助金で町民の生活向上をってことで町長にお聞きしたいと思います。沼田の町民が毎日生活する住宅、家庭ですね、この環境はとても大事だと私は思っています。今はもう冬になり、夏の暑さも忘れてるかもしれませんが、ほんとに暑い夏、ほんとに最近多いと思います。その中で昨年より新型コロナ感染予防対策として、国、町もそうですが、外出自粛、さらに子供達が学校に行けないで家庭でGIGAスクール、家の中で過ごすことがすごく多くなっております。その中で高温とか熱射病だとか、ほんとに色んなこう人間にそのすごく生活する大変な環境があり、本当にとっても室内環境が大事なので、勿論その高齢者も大変ですけど、赤ちゃん、幼児ですね、子育てしてるお母さん方、ほんとにおしめ1つにしても相当苦勞してるってことで聞いております。ほんとにあの小さな子供、ほんとに汗をかいて下着を何回も取り替えたり色んなこう影響があります。ほんとにこの沼田にいる幼児・赤ちゃんを始め高齢者、

この方々に苦勞してると理解していただきながら、沼田町のまず全戸に今金額がそんなに高額でない除菌機能の付いたエアコン、全戸に設置すべきと私は思っております。これは町民も暑くて大変だ。この声聞いて、是非エアコンを設置できるように、さらに今後、今新たな変異株、オミクロン株の感染が拡大する心配がございます。これからまだまだ自宅療養が多くなることを考えると、いち早く沼田の全戸にエアコンをつけやすい環境、これに取り組むべきと考えてます。またこの財源につきましては町長の執行方針の中にありますように、ふるさと納税が今の段階では1億800万、恐らく予算の中で3億円っていうことになっておりますので、そのふるさと納税が達成できれば全戸にエアコン付くぐらいの予算が確保できると思っておりますので、その辺も加味しながら町長の考えをお聞かせ下さい。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）今年の夏はですね、ほんとに暑かったなっていうそんな思いでありますし、町民の皆さんも大変なご苦勞いただいたっていうふうに、そんなふうに思いますのでね、改めてこの暑い夏を乗り切ったことに関してですね、感謝と御礼を申し上げる次第であります。で、今ほど全戸にエアコンをとということで、ほんとに大変なご提案をいただきまして、ちょっと調べたところですね、北海道のクーラーの保有率って約4割程度あるようです。公的なデータで見ますと、直近2014年の消費実態調査で25.7パーセントのようですが、そのような状況のようです。で、そのような状況の中ですけれどね、前回、9月の定例会でゼロカーボンシティ宣言の町として承認を頂きましてね、化石燃料に依存しない地域社会作りを進めなくてはならないというそういう責務もございます。特にエアコンはですね、電力使用量が多いというふうに聞いてますんでね、その発電に化石燃料が使用されることで温暖化への進行の要素というふうにも思われますのでね、あとその仮にそういう話で進んだ時に、一般家庭に設置をする場合でもその電力会社との契約変更というものも必要な場合も考えられるし、契約が変更となればその月々の電気料金も変わってくるっていうかこう悪化してくる。或いはエアコンによっては電気工事の必要性もあるなど、課題も多いんじゃないかなというふうに思います。そんな状況から、エアコン設置はその個人の自己判断が必要なもので、行政として一律に推進するには多様な議論が必要なものというふうに思います。ここでできるならね、優先すべきはやっぱり学校を優先してあげるべきなのかなというふうにも思いますので、この点のご理解いただければというふうに思います。ただしかしながらその感染症のね、対策としての取り組みも必要ですので、細やかな換気、或いは水分補給など含めてこれまでの感染症対策を徹底していただいてね、町民の皆さんと

共に力合わせてこのコロナ禍を乗り切っていければなというふうに思います。以上です。

○8番（上野敏夫議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○8番（上野敏夫議員）今沼田町の民間住宅、この何件かありますけど、ここにはもう既に最初からエアコンが設置されております。そういうなんていうか沼田町のその民間が既に設置されているし、さらに今町長が言われる工事費だとか電気の契約だとかそれはエアコンの中でいいもの、200ボルトの使用だとか、その他その寒冷地仕様にすればそれはその色んな契約だとか工事かかりますけど、私はその夏、一時暑い時だけ使えるようなエアコンで私いいと思います。その中でそういう何て言うか負担の少ない、本当に町民の最低限、真夏の時に使えるようなエアコンを設置するように補助金を出すことによって補助金の率についてはね、高齢者、乳幼児、この方については補助率上げるような方法だとか、ほんとに色んなこう町民が暑さに耐えられるような沼田の夏を乗り越えられるようにしていかないとこれから温暖化が進む中で、これせめて、せめて乳幼児、高齢者それもまあちょっとあの足腰の弱い高齢者、こういう人方をまず優先にエアコンを設置するようにしたらいいと思うんですけどね、そのほんとに低所得者とかね、そういう方に補助率を上げるっていうことは町長その辺のできたらその弱い町民、ほんとに設置したいけどできない、例えば公営住宅、沼田の公営住宅、ここにエアコン設置しようとする窓用のエアコンしか付けられないのが実態ですよ。それで公営住宅、工事費は町が負担して、要するに公営住宅ですから穴を開けることがちょっと勝手に開けられないような環境があります。で、この公営住宅といった工事費を町が負担して、いつでもそのエアコンを付ける環境を整える。せめて公営住宅がそのような対応と、あと幼児と高齢者についての出来たら町長あの前向きな考えはございませんか。その辺どうでしょうか。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）負担の少ない中でね、弱い方に対する支援制度を考えてもらえないかというそんなお話でありますけども、先程言うようにね、エアコンについては、やはり行政としての課題の中ではやっぱり低いんじゃないかなっていうふうに私は思っています。そんな中でここでは即答しかねますけど、弱い方へのその考え方についてはちょっと検討してみたいと思います。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○8番（上野敏夫議員）今公営住宅のことについてお聞きしたんですけど、その辺の工事のね、穴の開けることについては町で負担はできないでしょうか。それとま

あほんとに除菌、カビ、PM2.5、花粉、細菌、タバコの煙、生活環境本当に悪くなってきてます。そのことについてもね、町長あのご理解していただきながらね、一步でもね、その沼田町にそのエアコンつける環境整える、というのはですね、これ隣の町でエアコンを公営住宅で付けようと思って見積取ったんですけど、高額でちょっと今ブレーキかかっている状態だって私確認してきました。だから近隣町村でもまんざらエアコンのことはないわけでもない、話はないわけでもない、沼田町はね、どこよりね、その最低乳幼児の家庭ぐらいは付けることはできませんか。その辺あの公営住宅の案件と、そのエアコンの将来についてお聞かせ下さい。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。公営住宅の考え方については、基本的にはご自身でね、対応してもらおう。自費で設置をする場合のその工事についても自らやってもらおう。ただ、やっていただいた後、その仮に退去する際については、その穴を復旧してもらおうようなそんな状況の調整は必要かと思しますので、先程も言うようにその弱い方々への支援制度については、ちょっと内部で検討させていただきます。以上です。

○8番（上野敏夫議員）終わります。

○議長（小峯聡議長）はい。続いて、5番、篠原議員。冬期間の災害を想定した地域での防災訓練をについて質問して下さい。

○5番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○5番（篠原暁議員）はい。5番篠原です。今回も2つ質問をさせていただきますけど、まず最初の質問は、冬期間の災害を想定した地域での防災訓練をということについて質問をさせていただきます。記憶に新しいところですがけれども、つい先日、12月の1日から2日にかけて、北海道地方でも暴風雪の影響で特に十勝地方など、道内の一部地域で長時間停電が続くという被害が起きました。で、胆振東部地震の時の教訓から、災害の備え、家庭でもやっていたということがあって、冬期間そういう家庭もあるようなんですけども、冬期間やはりこの1番寒い時期においては、長時間停電が続くという場合には重大な事態を引き起こしかねないというふうに思います。で、冬期間の大規模停電の備えに関して、平成30年の第4回定例会において、鵜野議員が大寒波で2日間停電が起きると、大規模停電ということ想定して一般質問を行っています。その備えは大丈夫なのかという趣旨ですがけれども、あれから3年が経過し、様々な災害、北海道も経験して、現在本町でも避難所への大型自家発電設備の整備も進んで、状況は当時から見るとかなり改善しているというふうには思っています。しかしながら、台風や大雨による被害と違って、地震と

かそれから今の突風による電線の切断などで生じる停電というのは事前に予測することが難しいわけで、それによってあらかじめ避難をするということも困難なわけです。で、とりわけ冬場、夜間、そういう災害が起きた場合、特に道路が積雪状態で発生した場合に直ちに避難するということには逆に危険も伴うというふうに思います。で、通告書を出した時点で、このような事態に対して町が整備している防災計画にあまり想定がされていないというような書き方をしていましたけれども、沼田町強靱化計画というのをよく読みこんだところ、暴風雪及び豪雪による交通と途絶時における道路管理体制、それから除雪体制の確保、さらに積雪寒冷時を想定した避難体制の整備っていうのが記載がありました。で、令和元年度の状況として、毛布類50枚、発電機13台、暖房器具26台というような記載がありました。これにはおそらくですね、元年度っていうことなのでその後整備されたものは含まれていないというふうにも読み取るんですけども、それを含めて現在、防災備品、備蓄の状況にまだ不安があるのではないかなというふうに感じる訳ですけども、そこで1点目の質問ですけども、冬期間、長時間の停電が発生した場合の想定含めて、今後災害への対応能力の強化や防災計画、そして強靱化計画と更新を行っていくのかということをもっとお聞きしたいと思います。それから冬期間・夜間に停電が発生した場合朝まではなんとか自力で耐えるとしても、その後今回のように状況が長く改善しない場合にはやはり町民の自助に頼るというだけでは非常に困難があるかなというふうに思いますので、避難所を開設して、暖かい部屋と食べ物の提供が必要になってくる場合もあるのではないかなというふうに考えます。新型コロナウイルスの感染拡大が始まって以来、その影響で避難訓練などの実施ができていない状況です。で、町ではこの間、テント型のパーティションなどプライバシー保護と感染予防に対応した新しい形の避難所設営の準備は既にもうできているということなので、これらを活用した避難訓練が既にもう可能な状態にあるというふうに言えます。実際に内閣府がまとめた事例集があったんですけども、それによればコロナの感染拡大中にも全国各地で様々な想定を行って、防災訓練が実施されていたということが分かります。資料の方ですけども、

【篠原議員 テレビモニターに資料を映す】

時間もかかって、手短に紹介したと思いますけども、まず1点目のこの岩手県大槌町については、これは新型コロナウイルス対策を踏まえて、職員、役場職員によって行ったというこの絵にもあるように、間仕切りの設置などですね、これについて行ったということと、それから避難所ガイドというのは予め全戸に配布したというところが1つ特徴かなというふうに思います。それから、石川県金沢市、これは自主防災組織を中心にして、老人福祉施設、福祉避難所ですね、それへの対応を重点にして行っているというのが特徴かと思います。それから3つ目。宮城県気仙沼市

ですけれども、これは中学生が中心になって行ったようですけれども、会場が中学校ですね。で、簡易テントによるパーティションの設置訓練ということで、地域住民も参加して共同で行ってると。いずれも令和2年の間に行っているものです。で、このように様々な事例があるわけなので、実際に防災訓練実施する際に全町のレベルで大規模訓練っていうのも必要かと思えますけれども、地域ごとの避難所開設や、また炊き出しなど細かな訓練を行なうことも有効だというふうに考えます。で、沼田町地域防災計画や町民向けに発行している防災のしおりには、自主防災組織の必要性ということが書かれているんですけれども、実際私も居住している町内会の中で、あまりその自主防災組織っていうのを意識したことがこれまでなかったんですけども、大体他も同じような状況なのではないかなというふうに思うんですけれども、各町内会の組織図の中にも当然まあ自主防災組織というのが記載されています。ただ必要性が認識されていながらも、実際町民もどう動いていいのかわからないというまま、経過しているのではないかなというふうに思うんですけれども、これがやっぱりこれから様々な災害がまた起こるという状況に対応するためには、ある程度円滑に機能するようになるまでは行政が主導して、自主防災組織を回していくような状態に導くということが必要なんじゃないかなというふうに思ってるわけですけども、ここについて2点目、町長の見解を伺いたいと思います。以上です。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。3点ほどの質問かと思しますので、それぞれ回答させていただきたいと思いますが、まず防災計画の更新とそれから避難所の開設についてですが、地域防災計画については令和2年の3月から見直しを行っていないのが現状であります。で、今後計画に大規模停電災害対策計画を盛り込んでですね、今年度まずはもっと現状に沿った計画となるよう関係機関と調整をしまいたいというふうに思ってます。またいかなる場合でも避難所の開設が必要と判断した場合は、冬期間においても迅速に対応していくということとしており、必要な対策を講じてまいります。災害はいつどこで発生するかわかりませんので、我々行政ができることは限られておりますんでね、防災の3要素である自助・共助・公助の3つの、3つが合わさって復旧に向かっていく、そういうふうに考えておりますので、各世帯にお配りしてる防災のしおりにも掲載しておりますけども、各家庭での備えについても是非ご協力をいただけるように、議員各位の方からも促してほしいなというふうに思います。それから避難訓練についてはですね、誠に、予定はしてはいたながらですね、9月4日に予定をしていながら、緊急事態宣言という状況となったことから、延期をさせていただきました。で、現在今この冬の間ですね、2月上旬に開催するような格好で災害時のその避難所開設に向けた感染症対策を講じながらで

すね、準備をしまいでありますので、その際についてはまたご協力のほどお願いをしたいと思っております。それから自主防災組織の必要性については、現在、各避難所12箇所を対象とした避難所運営マニュアルというものを作成をしております、これをその各行政区に対してですね、説明に伺うことで準備を進めているところであります。で、避難所運営には被災者自らが行動して、助け合いながら避難所を運営することが求められることからですね、町内会或いは行政区単位で意識を高めていただき、自主防災組織の立ち上げに繋げていきたいというふうに思っておりますので、これについてもご協力、ご支援のほどよろしくおん願いをしたいと思っております。以上です。

○5番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○5番（篠原暁議員）はい。今お答えのあった中で、災害への対応が自助・共助・公助ということをお話ありましたけれども、先ほど私申し上げてるように、冬期間突然停電が起きたという時に、ただ朝まではなんとか各家庭で備えているもので暖房とったり、食事をとったり対応するかもしれないですけど、やっぱりこれが1日、2日まるごと続くってなると、中々やっぱり自助だけでは厳しいのかなというふうに思っておりますので、その間に時間を稼いで町の方も避難所開設の体制を作るとかっていうことが当然あるのかなとは思いますが、そこを自助だけに頼るものではないのかっていうことをもう1回ちょっとお聞きしたいのと、それから今避難所運営マニュアルを作って、各自治会、町内会などに働きかけていくということでしたので、これについては是非ですね、積極的にどんどん進めていただきたいと思うんですが、とりあえずは今町長も仰ったように、今年度も用意していた災害訓練っていうのが、コロナでできなかつたということではありますが、例えばさっき申し上げたように、コロナ対応の避難所の設営なんかも今備えとしてはね、町の方ではできているわけですね。それで先ほどの事例にもあったように、例えば、そう言ってる間にもしほんとに明日災害が起きるかもしれないということを考えて時に、例えば職員だけでまずこのパーティションテントってどうやってやるんだろうとか、そういうことを準備しておくっていうことは想定してなかつたのかっていう、まあちょっとやってるのかもしれないんでこれはわかりませんが、そういう備えは、できることだけはやっぱりやっていただかないと、中々突然のところに対応が難しいのかなというふうに思いました。それと今、自主防災組織ですね、これを避難所マニュアルを作って町内会に働きかけていくっていうことだったんですけど、もう少し具体的に、実際に自主防災組織が各町内会ごとに定着していく、で、うまく動いていけるようになるために、もう少し丁寧な何か働きかけていうのがないのかっていうことを併せて、重ねてお伺いしたいと思っております。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。決して自助だけを求めているわけではありませんのでね、先程言うように、自助・共助・公助それぞれがしっかりと支え合うその環境を作れるような、環境を視野に入れてね、町民の方々も備えはしていただきたいというそういう思いでありますのでご理解をいただきたいと思います。それから訓練についてですが、ベッド作成などもひっくるめてね、まさにその環境を視野に入れたそういうことも。町民とともに取り組んできたいというふうに思ってます。それと最後にその自主防災組織の立ち上げについてもより具体的にということでもありますけども、これ先ほど申したように、各避難所の運営マニュアルというものを作成をして、今これから、それぞれ説明に上がる予定でありますけどもね、その際に自主防災組織のその必要性についても説明をさせていただいて、設立に向けた協力を具体的に対応していきたいというふうに思いますので、この件についても是非ともサポートいただければというふうに思います。以上です。

○5番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○5番（篠原暁議員）今のその自主防災組織についてももう少しお聞きしたいんですけども、今避難所マニュアルを作って各町内会回って説明をしていくというようなことですが、中々、これ、それぞれ役場の職員の負担だとか色んなことが出てくるのかなというふうに、まあ気を使う必要があるのかなのかわかりませんが、例えばですね、各行政区や町内会ごとに、先ほど申し上げたように、自主防災組織という名目上は一応あるんじゃないかなと思うんですけども、そういう代表の人たちを集めて、来てもらって自主防災組織っていうのはこういうものですか、これから避難所運営マニュアルを作って、こういうお願いをするつもりですかっていうような、先程からも色々テーマごとの懇談会なんていう話が出ていましたけれども、そういう手法なんていうのは検討はできないのかなっていうことを最後にお聞きしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）ちょっと今の質問わかりかねるっていうかね、先程も前言ったとおり、今マニュアルを作成をしてね、それぞれ各町内会にも説明をさせてもらって、いわゆる災害が起きた時のその動きだとかシミュレーションも含めて、或いはこの地域でのその動き、避難所の開設の仕方だとか、そういう諸々を含めて説明をさせていただき、自主防災組織の立ち上げに向けて促していければというふうに思いますので、その点については皆様方にもですね、それぞれご支援をいただきな

がら、全行政区に今設立はまだされておりません。まだ設置数についてはほんとに限られてるところしか設置されておりませんのでね、その点についてはとにかく全行政区に設置できるようにそれぞれ職員からのね、説明をさせていただいて周知をさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○5番（篠原暁議員）はい。その方がよりいいと思います。はい。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい。それでは続いて5番、篠原議員。子どもの国保料均等割減免の拡充をについて質問して下さい。

○5番（篠原暁議員）はい。それでは続いて、子どもの国保料均等割減免の拡充をということで質問をさせていただきます。皆さんご承知のように国民健康保険というのが社会保険や共済組合など職場の健康保険加入者と、75歳以上の後期高齢者の方を除いた全ての国民が対象になっているものです。で、国保の保険料は被保険者の保険料負担能力、つまりは収入に応じて賦課される応能分と、世帯や家族のニーズに応じて等しく被保険者に賦課される応益分から構成されています。社会保険などの健康保険にはこの応益分っていうのがないため、国保は元々高いというふうに言われていますけれども、特に家族のニーズに応じて賦課される均等割については0歳児にも均等にかかるため、低所得世帯には特に重く、子どもの多い世帯ほど負担が増えるという構造になっています。で、これに対して、これまでも子どもの均等割減免を望む多くの声があって、この度それを受けて国では来年度から実施する全世帯型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案っていうのが出されて、未就学児までの国民健康保険料、沼田町は税ですけども、均等割5割減免を行うということを決めました。それでこれは厚労省が出している資料の中のその均等割の減免に係わる頁ですけども、

【篠原議員 テレビモニターに資料を映す】

均等割については一律でかかるものですけども、収入に応じて2割・5割・7割とそれぞれ軽減する措置というのがありますけれども、今回これを含めてそれぞれ5割の減免を行うということで、負担の割合については国が2分の1、そしてこの場合で言うと道と町がそれぞれ4分の1ずつ負担するというので、例えばこの説明の図でいくと、何て言うんだらう、肌色の部分かな、5割って書いてあるその部分は均等割の減免が何もない状態ですけども、そこは5割を減免する。それから元々収入で2割減免があるところについては、6割って書いてますけど、残り2割の残りの8割の部分の半分、ですから、4割で、2割と4割を足してと6割というような形になるわけなんですけれども、それぞれ5割・7割減免の世帯についても、残りの半분을補助するというのを、減免するということですね。ただ減免対象が今この制度では未就学児までに止まっています。で、子育て支援策としてはこれで

は十分ではないかなというふうに思うわけですが、子育て世代のお話を聞くと本音は子育て支援は中学校まではあまりお金がかからないから、そんなに必要ではないけれども、高校から本当に必要なんですよねという声があります。で、子どもが成長するに従って、国保の家計への負担が重くなるということは、人口減少対策に逆行するものではないかなというふうに考えます。そこで質問ですけども、子育て支援日本一というスローガンを掲げている沼田町として、コロナ禍で生活に困る世帯が増えている中で、生活支援と子育て支援を進めるために国民健康保険の均等割減免について、来年度から国が対象とする未就学児童までに加えて、町独自に高校卒業まで拡充をする考えはないでしょうかということで町長にお伺いをします。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。お答えをさせていただきたいと思いますが、国民健康保険制度の保険料については、それぞれ市町村において加入者から所得割・均等割などに応じてその負担割合を設定されておましてね、その上で、低所得世帯に対しては軽減措置、ご説明のあった7割・5割・2割が講じられています。こうした中、子育て世帯の経済的負担の軽減という観点から、国それから地方との取り組みとして国保制度においてですね、子どもの均等割保険料を軽減するという方針が打ち出されまして、未就学児に係る均等割保険料について、来年の4月からその5割を公費により軽減するというふうになっております。この方針に基づいて本町としてはこの国の方針に則ってですね、同様の軽減策を講じることとしていきたいというふうに思いますが、国民健康保険に加入してる方は町内全体で見ますと約3割、30パーセントとなっているのが現状でありまして、子育て世帯の家計の負担軽減を図るという観点で考えますと、国民健康保険に加入してる方だけでなく、沼田町に住んでる子育て世帯の全てに対して公平に対応すべきものというふうに認識しますので、町民の中にはですね、組合保険ですとか、協会健保ですとか国保以外の保険に加入してる方が7割存在しますんでね、国保加入者だけを町の施策として税金の優遇対象とするのは問題があるのかなというふうに思います。そうした考えのもと、本町では高校生までね、高校生までの医療無償化、それからがんばる高校生応援手当など、独自の様々な事業を展開をしておまして、子育て世帯全体に負担軽減策を展開中であることをご理解をいただきたいというふうに思います。以上のことから、国民健康保険に係る均等割の減免については国の方針に基づいた中で実施していきたいというふうに考えておりますが、町としては子育てしやすい町づくりというものを念頭に置きながらですね、町内に住む全ての子育て世帯を見据えた中で、現在独自に行ってる支援策も含めてですね、今後とも適切な支援について検

討してまいりたいというふうに思いますのでご理解をいただければと思います。以上です。

○5番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○5番（篠原暁議員）はい。只今国保に、沼田町内において国保に加入している世帯が3割ということで、残りの世帯からそれについては理解が得られないのではないかなというご回答だったと思います。私が言いたかったのは、元々国保は他の社会保険に比べて高いんですよっていうことを言っていたんですけれども、例えばですね、この追加の減免についてはですね、実際にもうやっているところがあって、東川、美瑛、東神楽3町の大雪地区広域連合というところで令和3年度から実施をしているそうです。これが今後も続くかどうかというのはまだちょっと未定らしいんですけれども、そういう行っているという例もあります。それから2019年ですね、2019年の3月の議会で、当時、橋場議員が質問してるんですけれども、同じようなことで、均等割廃止を求めるということで質問をしていて、これは国保やっぱ高いということの趣旨ですけど、均等割廃止というようなことで言っていたんですけども、その当時の金平町長が国庫の負担を増やすのは財政、財源は別として求めるのは妥当なことではないかなというふうに最終的な回答もしています。それで、改めてですね、ここで横山町長にお聞きしたいんですけれども、先ほど申し上げたように国保が元々高いんだという認識はないんでしょうかということで、それを他の社会保険の人と同じぐらいにまで揃えることがむしろ平等なんじゃないかなというふうに私は考えてたんですけども、それは如何でしょうか。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）認識という質問ですので、国保が高い、他が安いっていうそういう認識であるのかどうかというところちょっと私も回答しかねると思いますが、あくまでもその制度制度の中で対応してね、その組合員の方々に、加入者に対する保険制度をね、適切に執行しているというふうな認識で私は思っております。以上です。

○5番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○5番（篠原暁議員）はい。まあそういう答えなのかなというふうには思いましたが、最後になりますので、先ほども申し上げたように。町長が掲げている子育て支援日本一ということを目指す中ではやはりこの、私について言えば高いなというふうに思っている国保を他の社会保険同様にしていくということがやっぱりそれは矛盾しないのかなというふうに思ってるんですけども、前町長がこのことにつ

いて国にも負担を求めることは妥当であるという回答をしていたように、町長についてはそういうお考えがあるかどうか最後にお聞きしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）適切なね、運営を図る上では、国に対してのその制度に対する負担を求めることについては必要なことではなかろうかなというように思います。

○5番（篠原暁議員）終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、10番大沼議員。値上げの冬の施策をについて質問して下さい。

○10番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○10番（大沼恒雄議員）はい。10番大沼です。質問させていただきます。町長、その胸元についてんのはSDGsのバッチですか。ありがとうございます。SDGsをね、そうやって一つ一つ、一步一步進めるしかないんで、是非これからも付けて歩いて下さい。よろしくお願い致します。R3年11月12日、政府は原油価格高騰対策としてですね、自治体を実施する生活困窮者への灯油購入費と、各自治体のガソリン・灯油などに特別交付税で措置を講じ、財政支援をすると表明しました。これは金子総務大臣でございます。それから松野官房長官は、国内の石油製品の抑制を主とし、国民生活や経済活動に支障が生じないように万全を期す必要があると言っております。あとさらに言えばですね、萩生田経産大臣ですね、今年度の予算の予備費を活用してでも、そのコロナ対策、暖房対策を速やかに実施したいというふうに言っております。来年の経済成長率、これは3.4パーセントと見込まれておりますけれども、半面、消費者物価指数の上昇が懸念されております。ご存じのとおりガソリンは7年ぶり、灯油は13年ぶりの高値水準に加えまして、それを反映するように電気、ガスも上がり、食料品でいうと小麦粉、砂糖など、この原材料の値上がりから、既にもう消費に影響が出始めてましてね、もう値上げの冬とこう評されるようになっております。これは国の発言を鑑みたときですね、年末年始、それから冬期間の生活を沼田の町民が安心してできるように対応しなくてはならないと思っております。住み続けたい町と町民の皆さんに言ってもらえるためにもどのように考えているのか町長の所信をお尋ねしたいと思います。また自治体向けの地方創生臨時交付金に6.8兆円の上積み为国はしております。またインフラ整備など経済対策で生じる自治体負担分、4,000億を充当するとしております。これはですね、特別交付税じゃなくて地方創生臨時交付金と普通の地方交付税なのでね、この最初の支援金と後の支援金は違うと思うんです。で、これで今回その町民

の皆さんに、もしこのお金が出るんだとしたらどのような施策に利用できるのか、分かってる範囲で結構ですので、お知らせいただきたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。お答えをさせていただきたいと思いますが、政府においてはですね、11月26日に令和3年度補正予算を閣議決定をされましてね、12月6日からですね、臨時国会で今現在審議中ということで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金という名称でありますけども、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業が実施できる予算というふうに認識しておりますけれども、現在のところその配分額も決まってない状況で詳細が示されておられません。ですので、その詳細が分かり次第ですね、対応していきたいというふうに思いますが、いずれにしても町民が安心して暮らせる環境を作るために感染予防対策或いは感染拡大の影響を受けてる地域経済の回復ですね、それから振興対策、それと住民生活への支援、さらには社会経済活動の再開と困窮者への支援に向けた対策、これを確実にやっていくようなことで考えていきたいというふうに思います。で、今我々が分かってる使途ですが、その臨時交付金の使途については、1つには感染防止策の徹底に向けた対応。それから2つ目には感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活、暮らしの支援に向けた対応。それと、ウイズコロナ禍での社会経済活動の再開に向けた対応に関してというふうになっているようですが、先程言うように詳細についてはちょっとこれからの状況でありますんでね、指示がまず来ましたら、その状況なり次第ですね、改めてまた皆様方に情報とそれから新たな対策に向けて検討をさせていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。で、あと関連となりますか、そのコロナ対策とは別にね、燃料高騰を鑑みて、高齢者世帯等への生活支援として、福祉灯油助成事業について今回補正予算で提案をさせていただいておりますので、この点については改めてご報告をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○10番（大沼恒雄議員）ちょっと町長の考えてるところがちょっといまいちわからなかったんですけども、要はコロナ禍で動けない、それに灯油の燃料価格の高騰が重なって、生活にダブルパンチが来てるわけですよ。例えば暖かいところだったら灯油焚かなくていいんです。車持ってなかったらガソリンは使わなくてもいいんですけども、でも北海道の冬の場合ってこれ灯油焚かないで生活するっていうのは非常に無理な話なんですね。その中で皆さんが一生懸命感染防止もしている、でも家にいるから灯油が焚くのかっていうとちょっと違うのかもしれないけれど、福祉灯油に出してる考え方としてはね、感染病予防対策のため換気などにより燃料の負

担がかかると。これ町が言ってるんですよ。ね。それから高齢者等の暖房にかかる経費の負担軽減を図る。まあこれはいいさね、今まで通りだから、だけど燃料の負担って言ってるんですよ。だけど今回町で出している福祉灯油事業はね、道からもらってる50万と、町が出す168万で218万だけなんです。で、これはね新聞でもご存じの通りかと思うんだけど、管内の市町全て今回皆さん福祉灯油出しました。だけどね、今だからやってんのか、沼田町みたいにそうじゃなくてやるのかっていう考え方になると、沼田は進んでる方だと僕は思います。はい。だけどそれをね、もう一步やっぱり今回進めて考えられてる施策がないのかなって思っております。ただ今回どこの町か忘れちゃいましたけどね、福祉灯油出せないんですよ。支給額や対象額を広げるという意味の中に、課税世帯も原油価格の上昇で生活が苦しくなっていることに変わりないって言ってるんですよ。だから皆さんに出しますって言ってるんです。だからこの考え方はね、自治体にないのかと思ったら自治体にあるんですよ。ね。だからそういう考え方を沼田町はやっぱりいち早く入れて、私9月かな、除雪費の助成だとかそういったものでなんか出せませんかとは言ったんだけど、こういったものをね、やはりいち早く取り入れてね、沼田は皆さんに住み続けてもらいたい町だって言ってもらえるようにしていくべきだと僕は思うんです。ただこれは施策だけじゃなくて、町長のメッセージだけでもいいんですよ。大変なところだから頑張ってくださいねと、今年一生懸命乗り切りましょうとかね、そういう思いだけでもいいんだけど、でも施策があるんだったら、お金が出るんだったらその施策を考えて使っていけないとなんないと思う。うん。町長言われたようにね、詳細が分からないからまだ対応できないんじゃないかと、詳細が分からないうちから対応してこれ国に働きかけていったらどうですかって逆に聞きたいんですけど、その辺はどうでしょうか。それからもう一つちょっとガソリン税の特別税率分25.1円、このことご存じかと思うんですが、これはトリガー条項でまだ解消されてないんですね。で、これについて町長どのように思われているかお尋ねしたいと思います。その25.1円が廃止されればガソリン下がるんですよ。直接。で、そうすると負担軽減されるんですね、それだけでもね。だから町がわざわざお金出さなくても言っていくことによって国がやってくれば国民の生活助かる場合もあります。それからさっきのインフラ整備のうち、これ地方交付税4.2兆円が増額されてるんです。これはね、先ほど言ったそのうちの4,000億をインフラ整備などで経済対策で生じる自治体負担分に充てるって言うんですよ。このインフラ整備考えた時にですよ、インフラ整備ちゅうのは生活基盤が基本だと思うんですけどね、基盤対策は基本だと思うんですけど、この場合道路だとか除雪だとかそういったものも全て含まれてくると思うんです。使いやすいのは例えば道路維持だとか、維持に使う車だとかってなるんだろうけども、この道

路排雪管理、雪の排雪管理に町民の皆さんを巻き込んだらっていう考え方は一つできませんか。例えば玄関先投げてもらうのに雪で押してきました、それ一つ投げるのにスコップの一つも提供しますから協力して下さいってそういうね、その物事、発想の転換だと思われるんですが、その辺も含めて、もう一度沼田の町民の皆さんがですよ、国が心配してるように、町長はどのように町民の皆さんの心配をされているのか、施策は別にして、町長がもう一度所信考えてるところをお聞きしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）また非常になんか難しい質問で。4,000億の話はちょっと別にしてね、トータルとしてね、やはりこのコロナ禍で約2年間ですね、大変な環境の中、特に今年においては燃料が高騰しておりますんでね、燃料が高騰するのに合わせて食品、物価等々が高騰してる。それだけでもほんとに大変な状況であるんだなっていうのはもう私も危惧してますし、心配をしてるところであります。そのことを踏まえて、次できれば町民が安心して生活をするために何らかの施策が必要だよなっていうそこは内部でも色々と議論をして、調整は今進めておりますんでね、まあどこまでできるか分かりませんが、何か対策は考えていきたいというふうに思いますんでご理解をいただければと思います。以上です。

○10番（大沼恒雄議員）ごめんなさい町長。トリガー条項の国に対する25.1円の特別税率分のことについては。あ、じゃあ、はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○10番（大沼恒雄議員）町長の思いは分かりました。それで是非町民の皆さんにそういう町長が思ってるメッセージを向けて町民の皆さんを安心させていただきたい。これはもうほんとに心からそう思います。それからちょっとトリガー条項のことはちょっと分からないのかもしれないんだけど、これ2010年に成立した法律です。それで揮発税、俗に言うそのガソリン税の話です。はい。それでたまたま2010年だったんだけど、その次の年に3.11大震災が起きたもんだから、その時にまた法律を国は作って、このなんて言うのかな、さっきの租税特別措置法を凍結しちゃったんですね。それで今そのまんま来てるんですよ。だから25.1円上がったまんまずっと来てるんです。という解釈を僕はしてるんだけど、うん。それはなんでって言ったらその東日本大震災の復旧だとか、復興状況等を勘案したその復興財源にしてるんですよ。だけどそれからもう10年経って、例えば今年東京オリンピックも終わりました。でもコロナ禍です。で、そしたら復興財源はもう終わって、どうでしょう今度コロナ禍の方で困っている人たちを助けようとしたらね、この特別税率分25.1円はもう解除してもいいんじゃないかという発想なん

です。はい。で、それを今どうのこうのじゃなくて、これ国の話にもなるから、町長がこういったことを道と国に訴えかけていかれたら如何でしょうかという、じゃあ質問にさせていただきますが、如何ですか。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）詳細はちょっとわかりかねて申し訳ない。基本的には税を回すっていうかね、そのこと自体は知ってはいるんですけども、それがいつまでだったのかっていうのはちょっと不確定でありまして、廃止をされるのであれば元々の道路に回すだとかね、そういう色んな考え方多分出てくるんでしょうから、そういうご意見もあるっていうことを何らかの形でね、市町村会等で議論できるような環境でちょっと対応を考えてみたいと思います。以上です。

○10番（大沼恒雄議員）ありがとうございました。

○議長（小峯聡議長）以上で一般質問を終わります。

（一 般 議 案）

○議長（小峯聡議長）引き続き、議案を審議致します。日程第8。議案第72号。指定管理者の指定について（沼田町デイサービスセンター）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉好紀課長）はい。議案第72号。指定管理者の指定について（沼田町デイサービスセンター）。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、施設の名称、沼田町デイサービスセンター。2、指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人沼田町社会福祉協議会。3、指定の期間、5年間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。令和3年12月15日提出。町長名でございます。提案理由を説明致します。沼田町デイサービスセンターにつきましては、現在、社会福祉法人沼田町社会福祉協議会を管理者として指定しておりますが、令和4年3月31日をもちまして、現在の指定管理期間が満了することから、同施設の効果的な運営を確保するため、引き続き社会福祉法人沼田町社会福祉協議会を管理者として指定することが、最も適切であるとの判断のもと、これまで同様に当該団体を指定管理者として提案させていただくものでございます。以上、提案理由の説明と致します。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。第72号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定しました。

（一 般 議 案）

○議長（小峯聡議長）日程第9。議案第73号。沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉好紀課長）はい。議長。議案第73号。沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を提出する。令和3年12月15日提出。町長名でございます。沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。以下、条文の読み上げを省略し、提案理由を申し上げます。本条例は、児童福祉法に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の整備及び運営について、厚生労働省令で定める基準に基づき、条例において基準を定めているものですが、この度、国において、利用者への説明、同意などの記録の保存等に関する事項について、見直しが行われ、サービス事業者等の業務負担軽減を図る観点から、これまで書面で行っていたものについて、原則、電磁的方法、いわゆるメール送信やウェブサイトの活用、これらを認めることとされたことから、これに準じて条例を改正するものでございます。以上、提案理由の説明と致します。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。第73号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定しました。

（一 般 議 案）

○議長（小峯聡議長） 日程第10。議案第74号。沼田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉好紀課長） はい。議長。議案第74号。沼田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。沼田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を提出する。令和3年12月15日提出。町長名でございます。沼田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。以下、条文の読み上げを省略し、提案理由を申し上げます。本条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、認定子ども園等の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関して、基準を定めているものでございますが、デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者が作成、保存を行うものや、保護者との手続き等に関するもので、書面等によることが規定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の改正が行われたことから、これに基づき、本条例を改正するものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほど よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。第74号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定しました。

（一 般 議 案）

○議長（小峯聡議長）日程第11。議案第75号。令和3年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。議長。議案第75号。令和3年度沼田町一般会計補正予算について。令和3年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和3年12月15日提出。町長名でございます。別冊の令和3年度沼田町一般会計補正予算（第10号）1頁をお開き下さい。令和3年度沼田町一般会計補正予算（第10号）。令和3年度沼田町の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,264万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億8,287万円と定める。2項省略させていただきます。令和3年12月15日提出。町長名でございます。9頁をお開き願いたいと思います。歳出でございます。2款総務費、1項1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金、100万円の減額補正ですが、本年、小矢部市との姉妹都市締結20周年を迎える記念の年であり、記念事業を行う予算を当初予算計上しましたが、コロナ禍での開催を見合わせたことにより、皆減するものでございます。3目OA管理費、10節需用費、50万円を減額し、13節使用料及び賃借料、50万円を増額補正し、予算を組替えるものですが、働き方改革、事務改善の一環と致しまして、コピー機とプリンター、ファックス機能などが一体となった複合機を試験導入してございます。インクトナー代などの消耗品費を減額致しまして、複合機使用料に充てるものでございますが、年度途中でありますが前年度と比較し、100万円ほどの経費節減が図られていると見込んでございます。12節委託料、464万9千円の補正計上ですが、児童手当システム改修委託料94万8千円の計上は、本年9月に子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部が改正されたことに伴い、令和4年度10月支給分の児童手当より、年収約1,200万円を超える高額所得者の児童手当特例給付が廃止されることとなり、法改正に対応するためのシステム改修経費を計上してございます。財源は、令和3年度中にシステム改修を行うことで全額補助の対象となることから、子ども・子育て支援事業費補助金を補正額と同額計上してございます。

次に健康管理システム改修委託料370万1千円の補正計上ですが、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部を改正する件という国の指針によりまして、健診の結果を電子化した情報を市町村間で引き継ぐことができる仕組みや、マイナンバーと紐づけて、個人がパソコンやスマホで健診結果を確認できる仕組みをとることができるようにするためのシステム改修費用を計上してごさいます。年度内に整備をし、令和4年度から運用開始する予定となっております。財源は疾病予防対策事業費補助金228万円、約60%の補助率となっております。なお、財源充当欄に記載されてごさいます265万8千円との差額、37万8千円につきましては、当初予算におきまして計上しておりました番号制度データ標準レイアウト改版委託料320万8千円に対し37万8千円の補助金がついたことから、その分を含めて計上させていただいてごさいます。20目移住住宅費、10節需用費、10万円の増額補正ですが、移住促進住宅レジデンス沼田において行っておりますちょっと暮らし事業において、過去の実績をもとに利用日数を見込み予算計上してごさいました。今年度につきましては当初見込みの約2倍近い利用実績があったことから、今後不足が見込まれる光熱水費を増額計上し対応するものでごさいます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金、高齢者世帯等福祉灯油支給事業、218万円を補正計上するものですが、昨今の燃料費の高騰を鑑み、町民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯で公共料金の滞納等がない高齢者世帯等を対象に、12月1日現在の実勢価格で100リットル分を支給することとして予算計上してごさいます。財源と致しまして、地域づくり総合交付金50万円を計上しております。また、補助金の残部分については今年度の燃料単価高騰を受け、特別交付税措置の対象となる見込みでごさいます。4目障がい者福祉費、22節償還金利子及び割引料、288万円の補正計上ですが、令和2年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金及び障害者医療費国庫負担金返還金につきましては、令和2年度の事業実績確定による補助金の返還金を計上してごさいます。10頁をお開き下さい。8目健康福祉総合センター費、14節工事請負費、20万7千円を減額補正するものですが、本年度実施した健康福祉総合センターに係ります工事の執行残を減額計上してごさいます。財源の振興基金19万8千円の減は、屋上防水改修工事に係る減となっております。2項2目子育て支援費、子育て世帯への臨時特別給付金、22節償還金利子及び割引料、49万円の補正計上ですが、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金返還金につき

ましては、昨年度実施致しました新型コロナウイルスの影響を受ける子育て世帯への支援として、令和2年6月給付分の児童手当に1万円を上乗せし支給した分に係ります事務費の実績確定による返還金として、29万1千円と障害児入所給付費等国庫負担金返還金で19万9千円を計上してございます。その下、子育て世帯等臨時特別支援事業、3,267万6千円の補正計上ですが、現在、国会で議論されてございます18歳以下の児童を養育する年収960万円未満の世帯への10万円の給付に係る事務費等を計上してございます。なお、本補正予算を可決いただければ、すぐに準備取り掛かり、年内の支給を目指して実施したいと考えております。財源につきましては、国庫補助金を補正額と同額計上させていただいてございます。その下、子育て世帯への臨時特例給付金482万1千円の補正計上ですが、今ほど説明申し上げた国の新型コロナウイルス対策で18歳以下に給付する子育て世帯臨時特別給付金について、所得制限、収入によって給付の有無が生じる不公平さを解消し、地域の宝である子供に差を設けず、町独自の対策として、給付するための経費を計上しております。財源といたしましては、一旦、財政調整基金で手当をさせていただきまして、現在、国会で審議中ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分額が確定されたのち、財源振替を行う予定としてございますが、ここら辺はまた国の動向が変わり次第対応して参りたいと思っております。11頁をお開き下さい。4款衛生費、1項3目感染予防対策費、566万円の増額補正ですが、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に向けた準備に係る経費でありまして、10節需用費12万4千円は、ワクチン接種の意向調査に係る用紙、印刷に係る経費を計上してあります。11節役務費、92万1千円は、意向調査やワクチン接種券の発送に係る経費の計上です。12節委託料、健康管理システム改修委託料ですが、3回目の接種に対応するためのシステム改修として270万1千円、接種券作成等委託料として158万4千円を計上してございます。13節使用料及び賃借料、33万円は、新型コロナウイルスワクチン接種予約システム使用料を計上してございます。財源は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を補正額と同額で計上してございます。また、疾病予防対策事業等補助金76万3千円の減額につきましては、緊急風疹抗体検査等事業で当初90万円の補助金を見込んでいたところですが、実績に応じまして減額整理するものでございます。9目暮らしの安心センター費、10節需用費、128万1千円の増額補正ですが、今年度は新型コロナウイルスワクチン接種の会場として使用させていただきました。

猛暑が続いた影響で会場に大型扇風機を設置し稼働させたこと、またワクチン管理のため、マイナス80度の冷凍庫を使用したことから、電気の使用量が大きく伸びたことに加えまして、燃料単価の高騰により年度末までに燃料費の不足が見込まれることから、燃料費並びに光熱水費をそれぞれ増額計上させていただいてございます。財源と致しましては、診療所に係る部分については、面積按分で北海道厚生連の負担としていることから、厚生連の負担分と致しまして、暮らしの安心センター管理負担金58万1千円を計上させていただいてございます。6款農林水産業費、1項2目農業総務費、18節負担金補助及び交付金、経営継承・発展支援事業補助金、300万円の補正計上ですが、将来にわたって地域の農地利用を担う経営体を確保するため、国と地方が一体となって担い手の経営を継承し、発展させる取り組みを支援する制度と致しまして、今年度新たに創設されました。経営継承後の経営発展に関する計画を策定致しまして、その計画に基づく取り組みに対し、100万円を上限として、国と市町村で2分の1ずつ支援する制度となっております。今年度ですね、3件の申請がございまして、300万円を計上させていただいてございます。財源は、国の負担分150万円計上しておりますが、国負担分につきましては、一般社団法人全国農業会議所を経由した中で町に交付されることから、財源は国庫補助金ではなく諸収入として計上させていただいてございます。4目農地費、12節委託料、嘱託登記委託料、4万8千円の増額補正は、当初見込みより農地の所有権移転件数が増えたことにより、増額予算計上し対応するものです。財源は、嘱託登記手数料を補正額と同額で計上させていただいてございます。7目農業総合対策費、18節負担金補助及び交付金、沼田町稲作経営継続対策助成事業補助金、1,950万円を補正計上するものですが、水稻を基幹作物とする本町農業において、新型コロナウイルス感染症の影響による業務用米の需要減少に伴う在庫増加により、大幅な米価下落の影響を受け、減収が生じ、農家経営環境が悪化してございます。よって、稲作経営を支援し、農業経営安定と再生産体制を図るため、稲作経営者に対する財政支援として、ファクトリー施設利用に係る経費の一部を助成することとし所要額を予算計上してございます。財源は、農業振興金を繰入ることとし補正額と同額計上してございます。12頁をお開き下さい。9款消防費、1項1目消防施設費、18節深川地区消防組合負担金、767万7千円の減額補正ですが、前年度繰越金の確定と当初予算編成時以降の、職員昇格などによる影響を基に算出した年度末までの給料、手当、共済費を整理し合わせて補正してございます。10

款教育費、1項6目青少年国際交流推進費、ポートハーディ国際交流推進費、49万8千4百円の減額ですが、全世界で猛威を振るっております、新型コロナの影響で本年度予定しておりました、ポートハーディへの訪問がかなわず、当初予定しておりました8節旅費と18節派遣事業交付金を皆減するものでございます。3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費、中学校維持管理費、85万円の増額補正ですが、燃料単価の高騰によりまして年度末までに燃料費の不足が見込まれることから、燃料費を増額計上してございます。4項社会教育費、5目化石レプリカ工房費、55万4千円を増額補正するものですが、地域づくり総合交付金を活用して、化石レプリカの組立委託業務に係る費用を6月の定例会で補正議決頂き業務を現在行っているところでございます。完成品のお披露目として、来年度の化石体験館オープンに合わせ完成記念講演会を開催することで、道と協議を進めておりましたが交付金の制度上、年度内に記念講演会を含めた事業をすべて完了させることとなりまして、講演会開催に係る経費を計上するものでございます。7節報償費、27万9千円は、記念講演会講師謝金を計上してございます。8節旅費、19万5千円は、講師の交通費等、費用弁償の計上と、10節需用費5万5千円は、講演会チラシ印刷等に係る費用の計上でございます。13節使用料及び賃借料、2万5千円は講演会会場使用料を予算計上してございます。財源は、講演会開催追加分として、地域づくり総合交付金40万円を増額計上してございます。6目生涯学習総合センター費、10節需用費、生涯学習総合センター管理費49万7千円の増額補正ですが、燃料単価の高騰により年度末までに燃料費の不足が見込まれることから、燃料費を増額計上させていただいてございます。13頁をお開き下さい。8目町民会館費、10節需用費、町民会館管理費、38万6千円の増額補正ですが、燃料費24万3千円の増額につきましては、燃料単価の高騰によるもので、修繕料14万3千円は、消火栓ポンプユニット修理に係る費用で、火災時に防火水槽からポンプで水を汲み上げ、スプリンクラーに水を送り初期消火を行うものですが、ポンプユニット配管接続部から水漏れが発生しているのを発見致しまして、水圧が保たれない状況であることが判明致しました。火災時の初期消火に支障をきたす恐れがあることから、早急な修理が必要と判断し修繕費用を予算計上するものです。5項3目体育施設費、10節需要費、体育施設管理費、58万2千円の増額補正ですが、燃料費49万9千円の増額については、燃料単価の高騰によるもので、修繕料8万3千円は、地下排水ポンプ取替に係る費用で、地下ピット内の浸透水を排出するポンプが経年劣化

による故障で作動しておらず、交換費用を予算計上するものです。4目スキー場管理費、10節需用費、スキー場管理費、39万2千円の増額補正ですが、燃料単価の高騰によるもので、燃料費の不足が見込まれることから、増額計上してございます。12款諸支出金、1項4目振興基金費、24節積立金、63万3千円の増額補正は、南1条1丁目の沼田町が所有する土地の売払収入を振興基金へ積立てるものがございます。14頁をお開き下さい。13款職員費、1項1目職員費、1,533万2千円の増額補正につきましては、当初予算編成時以降の、職員配置や昇格などによる影響を基に算出致しまして、年度末までの給料、手当、共済費を見込み補正計上するものがございます。7頁へお戻り下さい。7頁、歳入です。12款地方交付税、1項1目地方交付税、1,966万3千円を増額するものがございます。今回提案しております歳出予算に特定財源などを充当しても、なお不足する額について地方交付税を増額致しまして、収支の均衡を図ったものがございます。15款使用料及び手数料、2項3目農林水産手数料、4万8千円の増額につきましては、歳出6款農林水産業費でご説明致しました嘱託登記手数料で歳出補正額と同額の計上です。16款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、子ども・子育て支援事業補助金94万8千円の補正増は、歳出2款総務費でご説明致しました、児童手当システム改修費用の財源として歳入するものです。2目民生費国庫補助金、1節児童福祉費補助金、3,267万6千円の補正増ですが、歳出3款民生費でご説明致しました、子育て世帯への臨時特別給付金の給付費及び事務費の財源として歳入するものです。3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、疾病予防対策事業費等補助金、189万5千円の増額は、歳出2款総務費でご説明しました、健康管理システム改修費用の財源と、歳出4款衛生費でご説明致しました緊急風疹抗体検査等事業補助金の実績に基づき整理をさせていただきます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金566万円の増額補正ですが、歳出4款衛生費でご説明致しました、3回目のワクチン接種体制確保に係る費用で、歳出補正額と同額の計上でございます。17款道支出金、2項2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金、地域づくり総合交付金50万円の補正増は、歳出3款民生費でご説明致しました、福祉灯油支給事業の財源として歳入するもので、補助上限額を計上してございます。5目教育費道補助金、1節社会教育費補助金、地域づくり総合交付金、40万円の増額ですが、歳出10款教育費でご説明致しました、化石レプリカ完成記念講演会の財源として歳入するものです。18款財産収入、2項1目不動

産売払収入、63万3千円の補正増は、歳出12款諸支出金で説明致しました、町有地売払収入を計上してございます。8頁をお開き下さい。20款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金、482万1千円の増額補正は、歳出3款民生費でご説明致しました、子育て世帯への臨時特例給付金の財源として、財政調整基金の繰入実行について計上してございます。2目振興基金繰入金、19万8千円の減額は、歳出3款民生費で説明致しました、健康福祉総合センター屋上防水改修工事に係る減額です。3目ふるさとづくり基金繰入金100万円の減額は、歳出2款総務費でご説明申し上げました、小矢部市との姉妹都市提携20周年事業取りやめにより減額するものです。7目農業振興基金繰入金、1,950万円の増額補正は、歳出6款農林水産業費でご説明した、稲作経営継続対策助成事業の補助金、財源として増額計上してございます。11目スコーレセンター基金繰入金、498万4千円を減額するものですが、歳出10款教育費でご説明した、ポートハーディ訪問に係る費用を減額するものです。22款諸収入、4項5目雑入、3節庁舎等管理負担金、暮らしの安心センター管理負担金、58万1千円の増額は、歳出4款衛生費でご説明した、燃料費など増額分の厚生連負担分を予算計上してございます。14節雑入、経営継承・発展支援事業補助金、150万円の補正増につきましては、歳出6款農林水産業費でご説明した、経営継承・発展支援事業補助金の財源として補正計上するものです。以上、申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい。久保議員。

○3番（久保元宏議員）3番久保です。印刷頁で言えば11頁の衛生費、ワクチンの3回目についてお尋ねします。恐らく冬の間はワクチン接種になると思うんですが、交通弱者、冬期間の遠隔地からの住民の送迎ニーズの調査をされて予算付けされたのか、また本件の送迎やタクシーチケットなどの予算化はされているのか、利用者についての説明を頂きたいと思います。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉好紀課長）今ご質問あったとおり、3回目のワクチンの接種ですね。今時期については厚生連と今詰めているところですが、今交通弱者の話ございました。今回冬ということもありまして、そういったことも踏まえて送迎バスですね、そういったことも考えながら今予算組を考えております。実際にですね、運用する段階で、希望接種、希望をとるんですが、これから多分年明けに皆さんの

方に通知が行くと思うんですけども、それを基にですね、人数が固まればまたそれに応じてどういう対策とるかというのをもさらに詳細に検討していきたいと考えております。

○3番（久保元宏議員）よろしいです。

○議長（小峯聡議長）はい。他に質疑ありませんか。はい。高田議員。

○4番（高田勲議員）4番高田です。子育て世帯への臨時特例給付金か、給付金。482万1千円なんだけど、10頁の財源の表によると、一般財源になってるんでないかなっていうふう思うんですよ。この財源、これだけ財調使うんでしょ。ですよ。その辺ちょっとどういうふうになってんのかわかんなくて。

○議長（小峯聡議長）はい。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。お答えします。財源につきましては、ご説明したとおり財政調整基金を繰入れることとしてございます。で、財政調整基金につきましては一般財源なんで、この名称としては記載されないことになります。はい。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。他に質疑ありませんか。はい。高田議員。

○4番（高田勲議員）今回教育委員会関係の燃料費の補正が入ってきてるんですけども、12頁から始まってきてます。それで、中学校とか学習センターは、大体3割ぐらい、当初に比べて3割増ぐらいなんです。ところが町民会館、体育館については当初予算に対して6割増、7割増の予算になってる。で、スキー場はちょっと冬期間しか使わないのでちょっとこれ分からないですけども、この差はどこから出てきたのかっていう説明を頂きたい。

○議長（小峯聡議長）はい。教育課長。

○教育課長（三浦剛課長）はい。今ほどご質問ございました生涯学習センターと町民会館につきましては、今回LEDの電気代で軽減された分を相殺いたしましての燃料費を増額とさせていただきます。はい。電気代で約生涯学習センターの方で35万円ほど。町民会館の方で30万円ほど電気代が下がったということもございまして、その分を本来、はい、その分相殺をさせていただきます計上させていただいてます。

○4番（高田勲議員）はい。分かった。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。他に質疑ありませんか。はい。大沼議員。

○10番（大沼恒雄議員）今の高田さんが質問したことなんだけれど、例えば今回中学校は燃料出てるけど小学校は出てませんとかね、それから全体の施設で言えば燃料高騰の、燃料単価高騰のために出してるんだけれど、出ない施設もあるんだけれど、その辺は喰ってないのかな。今の電気単価が安くなったからって話で全部

済んじゃうんですかね。例えば中学校は出てるけど小学校は出てないとかその辺施設によって異なってるの。うん。その辺どうですか。総務財政課長答えたら。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）それではお答えさせていただきます。その各施設で出てくる出てこないっていうような話だと思いますが、小学校につきましてはオール電化だったか、電気ですね、ということで今回の燃料の高騰の分については計上していない状況でございます。それぞれ施設抱えてけれども、ある程度大きな、例えば役場庁舎等もそうですけれども、まあ当然上がってございます。値段は上がってございますけれども、大きな施設でございますので、ある程度当初予算の中で余裕を持った中で計上はさせていただいてございます。で、今の段階では間に合うような予定となっていてございまして、今回については計上していないということでご理解いただければと思います。

○10番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○10番（大沼恒雄議員）えがおもそしたら一緒の考え方でいいのかな。ということと、なんたっけ、ワクチンの関係でね、暮らしの安心センター、燃料と光熱費が上がりました。で、ワクチンを保存するためにかかったって話の説明だったんだけど、これ例えば国からの補填とかそういったものはこういうものに対して一切ないんですか。需用費に関して。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉好紀課長）はい。今ほどワクチンの関係でかなり電気代が増えたと、実際そうなんですけども、これを例えばワクチンがない状態とワクチンあった状態でこの年の天候と比べた時に、電気料金がそれでいつからだっていう正確なものを出すのが非常に難しいということもあまして、これに対する補助というのは中々厳しいのかなというふうに考えております。はい。あと病院でワクチンで話もありましたけれども、病院側じゃなくて待機場所にでっかい扇風機を置いたりとか、そういったものも全部含めての金額となりますので、そういった意味でもちょっと色分けのするのが難しいかなというふうには考えております。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○10番（大沼恒雄議員）使ったのは分かるけれど、そういったものに対して全然国は補助は全然する気はないちゅうか、そういう話は出てないんですか。ということ。全部これ一般財源で全部賄えっていう指示なんですか。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉好紀課長）一応国からコロナワクチンの関係では、接種体制の維持確保事業ということで、そういった補助金はあるんですけれども、その中に

電気料金とかそういった項目は入っていませんので、恐らく補助対象にはならないという理解でいいかなというふうに思います。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。

○10番（大沼恒雄議員）えがおは。えがおは同じ考え方。えがおの燃料費はかかってないの。

○保健福祉課長（小玉好紀課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉好紀課長）はい。えがおもですね、現状、今のところ足りる予定ということで、今回補正計上させていただいてないというのが現状でございます。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第75号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定しました。

（一 般 議 案）

○議長（小峯聡議長）日程第12。議案第76号。令和3年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉好紀課長）はい。議長。議案第76号。令和3年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。令和3年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を、別冊のとおり提出する。令和3年12月15日提出。町長名でございます。別冊の令和3年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、1頁をお開き下さい。令和3年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。令和3年度沼田町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、6万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億881万8千円と定め

る。2項省略させていただきます。令和3年12月15日提出。町長名でございます。

(「説明省略」の声あり)

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第76号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定しました。

(会議時間の延長)

○議長(小峯聡議長)ここで議長より終了時間の延長について宣告致します。本日の会議はすべての日程が終了するまで延長したいと思います。

(一般議案)

○議長(小峯聡議長)日程第13。議案第77号。令和3年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(瀧本周三課長)議長。議案第77号。令和3年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。令和3年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和3年12月15日提出。町長名でございます。別冊の令和3年度沼田町公共下水道特別会計補正予算(第2号)の1頁をお開き下さい。令和3年度沼田町公共下水道特別会計補正予算(第2号)。令和3年度沼田町の公共下水道特別会計の補正予算(第2号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ566万2千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億8,754万3千円と定める。2項を省略させていただきます。令和3年12月15日提出。町長名でございます。

(「説明省略」の声あり)

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第77号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定しました。

（一 般 議 案）

○議長（小峯聡議長）日程第14。議案第78号。令和3年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（瀧本周三課長）議長。議案第78号。令和3年度沼田町水道事業会計補正予算について。令和3年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和3年12月15日提出。町長名でございます。別冊の令和3年度沼田町水道事業会計補正予算（第2号）の1頁をお開き下さい。令和3年度沼田町水道事業会計補正予算（第2号）。第1条。令和3年度沼田町の水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。業務の予定量。第2条。予算第2条第4号を次のように改める。（4）。主要な建設改良事業費、3,772万円。資本的収入及び支出。第3条。予算第4条本文中括弧書中、1,066万7千円を1,072万7千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の第1款、資本的収入1,050万の増額補正は、第1項企業債において1,050万を増額補正するものであります。支出の第1款、資本的支出1,056万円の増額補正は、第1項建設改良費において1,056万円を増額補正するものであります。継続費。第4条。継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。第1款資本的支出。第1項建設改良費において、総額2,640万円による国道275号線（西町）排水管改修工事を継続費により実施するものとし、年割額を令和3年度1,056万円、令和4年度1,584万円と定めるものであります。2頁をお開き下さい。企業債。第5条。予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。起債の目的。排水設備改良工事に係る起債限度額2,300万円を3,350万円に改めるものであります。令和3年12月15日提出。町長名でございます。今回の補正は、令和3

年度の水道事業会計当初予算の資本的支出において実施していた国道275号線、西町を横断する排水管の漏水に伴う改修工事の設計業務が完了したことから、早期の改修に向け、工事に要する所要額を補正予算として計上させていただくとともに、部材の調達などに相当の期間を要することから、令和3年度から令和4年度までの2ヶ年による継続事業として実施させていただき継続費の設定と、財源となる企業債の限度額の増額補正をさせていただくことが主な内容でございます。7頁をお開き下さい。下段の資本的支出について説明致します。資本的支出。1款資本的支出、1項1目排水設備改良費、1,056万円の増額補正につきましては、令和2年度の降雪後にですね、入りまして発生をしました国道275号線西町を横断する排水管の漏水修繕に向け、実施していた設計業務が完了致しましたので、早期改修に向け工事に要する経費を増額補正するものであります。使用する部材の調達など、相当の期間が必要となるため、令和3年度から令和4年度までの2ヶ年による継続事業とさせていただき、総額2,640万円のうち、令和3年度に1,056万円の執行を見込んでいるところであります。なお、充当財源につきましては、企業債、1,050万円を予定しております。続きまして上段の資本的収入について説明致します。資本的収入。1款資本的収入、1項1目企業債、1,050万円の増額補正につきましては、先ほど資本的支出でご説明致しました国道275号線西町排水管改修工事の財源として増額補正するものであります。なお、資本的収入が資本的支出に対し生じる不足額につきましては、過年度分の損益勘定、充当資金等で補填させていただきます。以上、提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第78号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定しました。

（人 事 案 件）

○議長（小峯聡議長）日定第15。同意第3号。固定資産審査委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（横山茂町長）はい。議長。同意第3号。固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の意見を求めることについて。現評価審査委員であります大西晴彦氏の任期が令和3年12月24日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。推薦する方は、住所が沼田町字東予404番地。氏名、大西晴彦氏。生年月日、昭和38年11月21日生まれ。58歳です。現在4期目の委員としてご活躍をいただいております、識見、人格ともにまさに適していますので、再任として提案を申し上げます。令和3年12月15日提出。町長名です。どうぞよろしくお願いを致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって本案の質疑、討論は省略することに決定しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第3号は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって本案は同意することに決定しました。

（人 事 案 件）

○議長（小峯聡議長）日程第16。同意第4号。固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（横山茂町長）はい。議長。同意第4号。固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の意見を求めることについて。現評価審査委員であります生田忠幸氏の任期が令和3年12月24日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。推薦する方は、住所が沼田町字北竜207番地42。氏名、生田忠幸氏。生年月日、昭和31年7月1日生まれ。65歳です。現在2期目の委員としてご活躍をいただいております、識見、人格ともにまさに適していますので、再任として提案を申し上げます。令和3年12月15日提出。町長名です。どうぞよろしくお願いを致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって本案の質疑、討論は省略することに決定しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第4号は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって本案は同意することに決定しました。ここで、暫時休憩を致します。

午後 5時06分 休憩

午後 5時07分 再開

（議事日程の追加）

○議長（小峯聡議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、陳情1件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって陳情第6号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書提出を求める陳情についてを日程第17として追加することに決定しました。

（陳情の審議）

○議長（小峯聡議長）日程第17。陳情第6号。地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書提出を求める陳情についてを議題と致します。お諮り致します。本陳情については会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、陳情第6号は委員会付託を省略することに決定しました。直ちに審議に入ります。お諮り致します。この際、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮り致します。陳情第6号は採択すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものと決定しました。ここで暫時休憩を致します。

午後 5時09分 休憩

午後 5時10分 再開

(議事日程の追加)

○議長（小峯聡議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。先ほど採択されました陳情に伴う意見書案1件が追加案件として提出されました。これを日程に追加し議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第9号。地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書案についてを日程第18として追加することに決定しました。

(意見案の審議)

○議長（小峯聡議長）日程第18。意見案第9号。地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書案についてを議題と致します。お諮り致します。この際、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって討論を省略することに決定しました。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定しました。

(閉会宣言)

○議長（小峯聡議長）以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了しました。これにて、令和3年第4回沼田町会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

午後 5時11分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

小岸 聡

署名議員

久保 元宏

署名議員

富田 勲